

災害廃棄物処理計画

平成21年2月

平取町外2町衛生施設組合

目 次

1. 総則	1
1. 1 計画策定の目的	1
1. 2 対象とする廃棄物.....	2
1) 対象とする廃棄物	2
2) 対象とする業務.....	2
1. 3 災害廃棄物処理に関連する法令等	3
1. 4 国の防災計画等策定状況.....	3
1) 防災計画等	3
2) 指針等	7
3) 災害廃棄物に関する情報等.....	8
1. 4 道の防災計画等策定状況.....	10
1) 北海道地域防災計画.....	10
2) 北海道廃棄物処理計画	11
3) 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定.....	12
1. 5 組合構成自治体の地域防災計画策定状況	13
1) 平取町	13
2) 日高町	13
3) むかわ町.....	15
2. 過去の災害廃棄物発生状況の把握	16
2. 1 平成以降の主な自然災害.....	16
1) 平取町の自然災害発生状況.....	16
2) 日高町の自然災害発生状況.....	17
3) むかわ町の自然災害発生状況	20
2. 2 平成 15 年の台風 10 号による災害廃棄物発生状況.....	22
1) 台風の概況	22
2) 避難の状況	22
3) 被害の状況	23
4) 災害廃棄物発生の状況.....	23
5) 災害廃棄物処理の状況.....	27
2. 3 平成 15 年の十勝沖地震による災害廃棄物発生状況	28
1) 地震の概況	28
2) 避難の状況	28
3) 被害の状況	29
4) 災害廃棄物発生の状況.....	29
2. 4 想定される災害と被害の概要	30
2. 5 災害廃棄物処理の課題	31

3. 廃棄物処理に係る防災体制の整備	32
3. 1 廃棄物処理施設に係る防災体制の整備	32
1) 組合が所有するごみ処理施設	32
2) 一般廃棄物処理施設の耐震化	35
3) 一般廃棄物処理施設の浸水対策	35
4) 廃棄物収集運搬車両の事前避難	35
5) 通信手段の確保	36
3. 2 災害時応急体制の整備	37
1) 震災時の相互協力体制の整備	37
2) 緊急出動体制	39
3) 北海道の支援	44
4) 住民への広報	45
4. 災害発生時における廃棄物処理体制	46
4. 1 災害発生時における状況把握	46
1) 被災地の被害状況把握	46
2) 廃棄物の発生状況把握	46
3) 廃棄物処理施設の被害状況確認方法	49
4. 2 災害による廃棄物の処理	50
1) 災害廃棄物の収集体制	50
2) 仮置き場の配置計画	52
3) 生活ごみの処理	54
4) 大型ごみの処理	56
5) がれきの処理	57
6) 適正処理困難物の処理体制	58
7) 医療廃棄物の処理体制	59
8) 有害廃棄物の処理体制	60
9) 流木・漂着物の処理体制	60
10) その他	61
5. 被災廃棄物処理施設の復旧対策	62
5. 1 被災廃棄物処理施設の復旧	62
5. 2 廃棄物処理施設被災時の処理体制	63
6. 国の財政支援制度	66
6. 1 災害等廃棄物処理事業費国庫補助の概要	66
6. 2 廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助の概要	66
6. 3 国庫補助金手続き	66

1. 総則

1. 1 計画策定の目的

本組合を構成する平取町、日高町、むかわ町は、太平洋に面する地域から日高山脈の山麓となる地域まで 2,448.74km²に広がり、国が指定する一級河川である鶴川及び沙流川が国土交通省の水質調査結果で常に上位となる清流であり、豊かな自然に恵まれた地域である一方、大雨や台風の影響により、度々水害が発生し、甚大な被害を受けるとともに、多量の廃棄物が発生し、災害廃棄物処理に苦慮している状況にある。

行政区域としては、現在、日高支庁（平取町、日高町）と胆振支庁（むかわ町）にまたがる自治体から構成される組合であり、日高町は平成 18 年 3 月 1 日に旧門別町と旧日高町の合併により、むかわ町は同年 3 月 27 日に旧鶴川町と旧穂別町の合併により誕生している状況にある。また、独自に処理を行っていた日高町日高地区（旧日高町）平成 20 年 4 月 1 日に正式に本組合に参加し、所有する施設も本組合の管理となった。

本組合を取り巻く環境変化に対応し、災害発生時において迅速にごみ処理を行う事を目的とし、災害廃棄物処理計画を策定する。

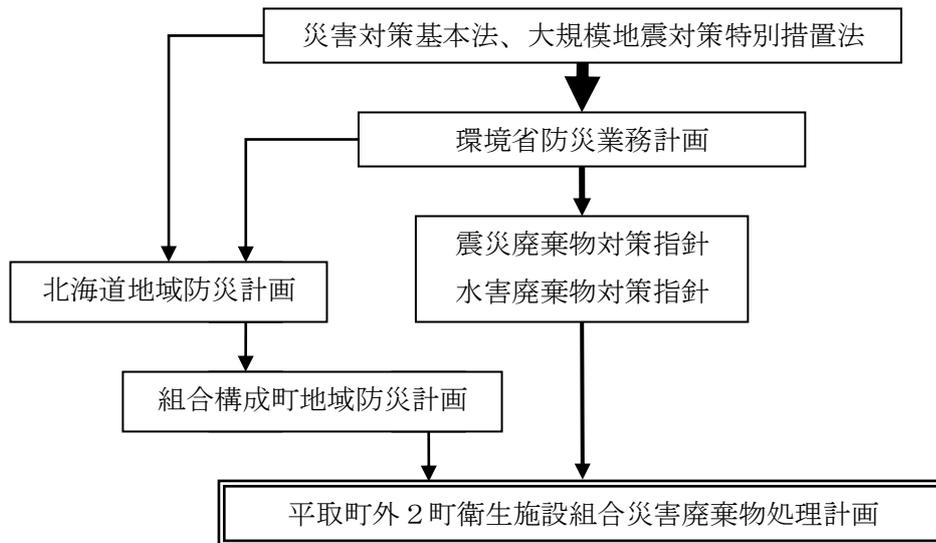


図 1 災害廃棄物処理計画の位置付け

1. 2 対象とする廃棄物

1) 対象とする廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、一般廃棄物のうち、がれき、生活ごみ、環境汚染が懸念される廃棄物とする。

し尿は胆振東部日高西部衛生組合において処理を行っているため、計画対象外とする。

- ① 大型ごみ（災害により一時的に大量に発生する大型ごみ）
- ② 生活ごみ（やせるごみ、もやせないごみ、資源ごみ）
- ③ がれき（損壊建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材等で一般廃棄物に該当するもの）
- ④ 適正処理困難物（本組合の施設で処理が困難なごみ）
- ⑤ 医療系廃棄物
- ⑥ 有害廃棄物（環境汚染が懸念される廃棄物、アスベスト等）
- ⑦ 流木（災害によって発生した木類）
- ⑧ 漂着物（災害によって海岸や河川敷地に漂着した一般廃棄物）

2) 対象とする業務

- 1) に示す廃棄物の収集、処理及びそれに関する一連の業務とする。

1. 3 災害廃棄物処理に関連する法令等

地震や洪水等の災害への対策を定めた「災害対策基本法」の他に、大規模地震に対する特別措置法として、「大規模地震対策特別措置法」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が定められ、防災体制の整備や、災害時における応急体制の整備等に関する事項が示されている。

また、平常時を含めた廃棄物に関する事項としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によるものである。

「災害対策基本法」昭和 36 年法律第 223 号、平成 19 年 3 月 31 日改正

「大規模地震対策特別措置法」昭和 53 年法律第 73 号、平成 11 年 12 月 22 日改正

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」

平成 16 年法律第 27 号

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」昭和 45 年法律 137 号、平成 20 年 5 月 2 日改正

1. 4 国の防災計画等策定状況

1) 防災計画等

(1) 防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画。

（平成 20 年 2 月 28 日修正）

<http://www.bousai.go.jp/keikaku/kihon.html>

(2) 防災業務計画

各省庁は、災害対策基本法第 36 条の規定に基づき、防災対策に関する基本的な計画を防災業務計画として示している。

- ・環境省防災業務計画（平成 17 年 10 月修正）

<http://www.env.go.jp/other/bousai/index.html>

- ・国土交通省防災業務計画（平成 18 年 8 月修正）

<http://www.mlit.go.jp/bosai/disaster/gyoumukeikaku/hyoushi1.htm>

- ・北海道開発局防災業務計画（国土交通省北海道開発局、平成 20 年 5 月）

(3) その他

気象庁が提供している「異常気象リスクマップ」によると、鵜川、沙流川の中流から上流域にかけての降水量が周辺地域と比べ明らかに多い状況となっている。（図 2）

1 級河川である、鵜川・沙流川の整備に関して、河川整備基本方針等を示し、洪水対策事業を実施しており、国土交通省北海道開発局室蘭開発建設部が所管する、鵜川、沙流川の災害対策についての鵜川・沙流川重要水防箇所の指定や、鵜川・沙流川浸水想定区域図の作成等を行っている。（図 3、図 4）

- ・ 鶴川水系河川整備基本方針

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/mukawa_index.html

- ・ 沙流川水系河川整備基本方針

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/saru_index.html

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、中央防災会議は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領」等の策定を行っており、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として、日高町、むかわ町が指定されている。(図 5)

内閣府作成の「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」によると、鶴川、沙流川河口の表層地盤が揺れやすく、山間部特に日高町日高地区は揺れにくいとされている。(図 6)

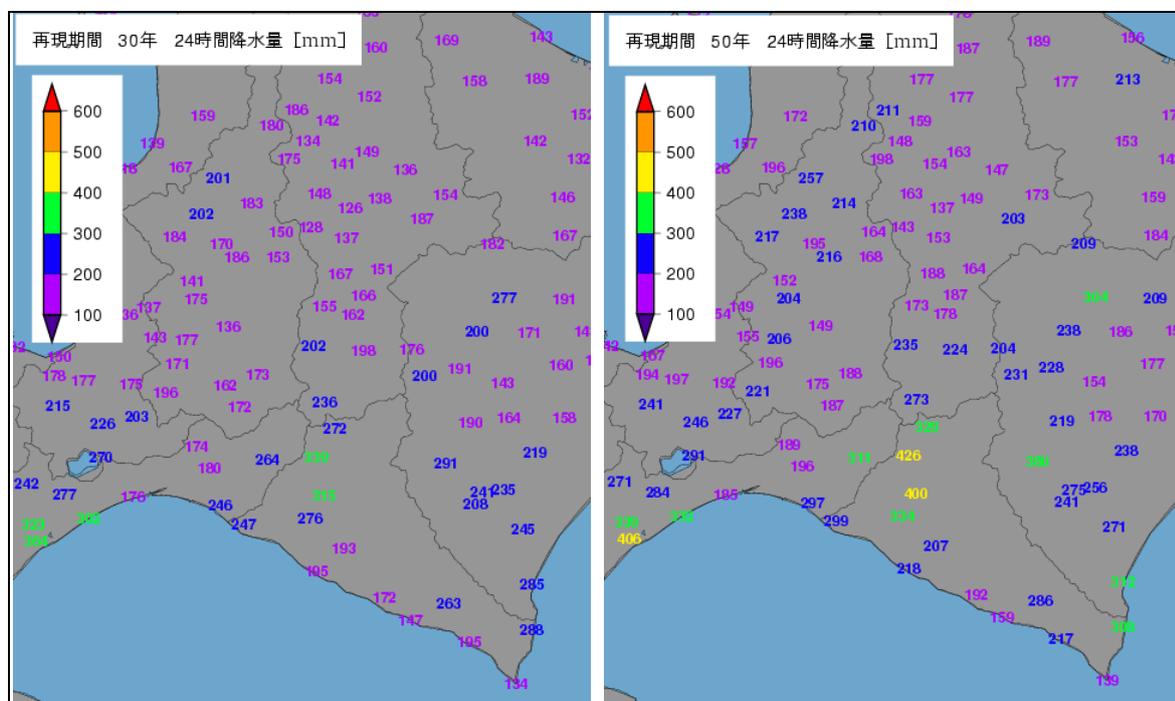


図 2 気象庁「異常気象リスクマップ」による確率降水量の分布図(30年、50年)

(資料：気象庁 20 年度発表データ <http://www.data.kishou.go.jp/climate/riskmap/index.html>)

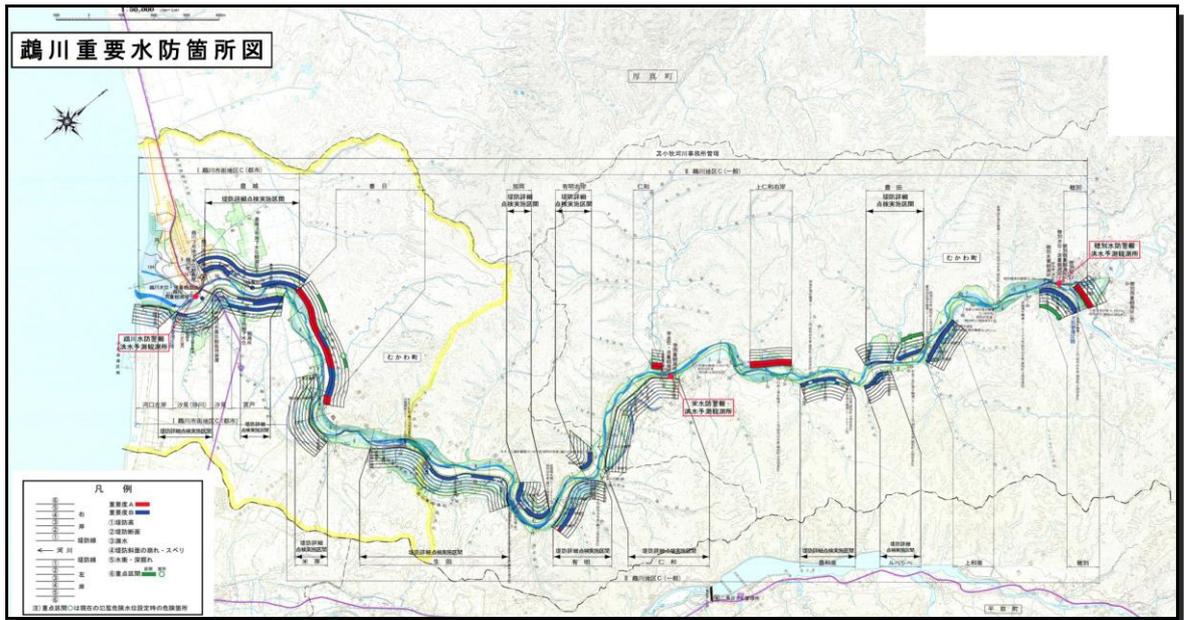


図 3 北海道開発局室蘭開発建設部による鷓川重要水防箇所図
 (資料：北海道開発局 <http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/>)

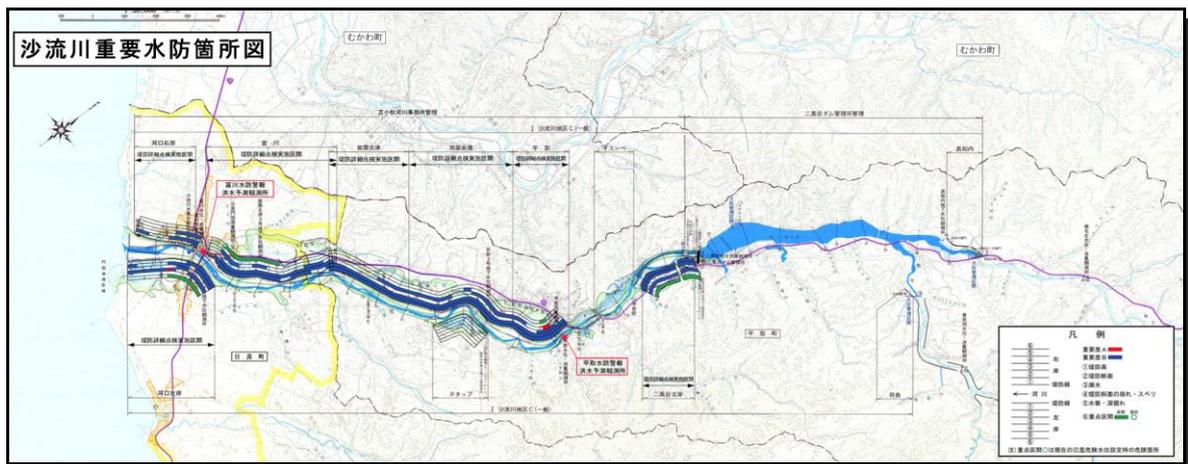


図 4 北海道開発局室蘭開発建設部による沙流川重要水防箇所図

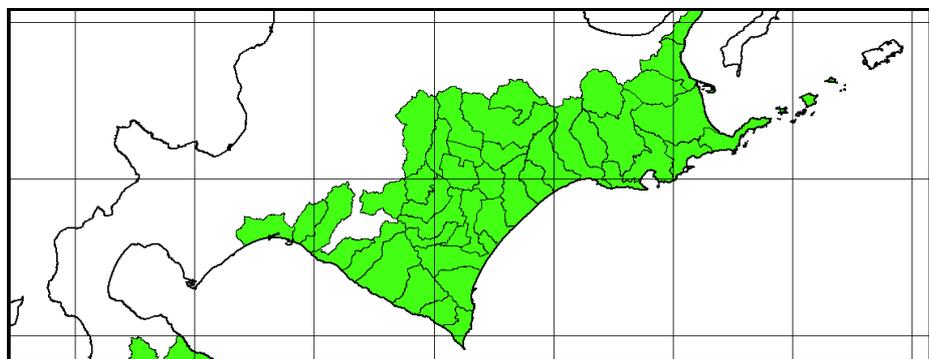


図 5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域図（北海道地域抜粋）
 (平成 20 年 4 月 1 日現在)
 (資料：内閣府 http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_kaikou/kaikou_top.html)

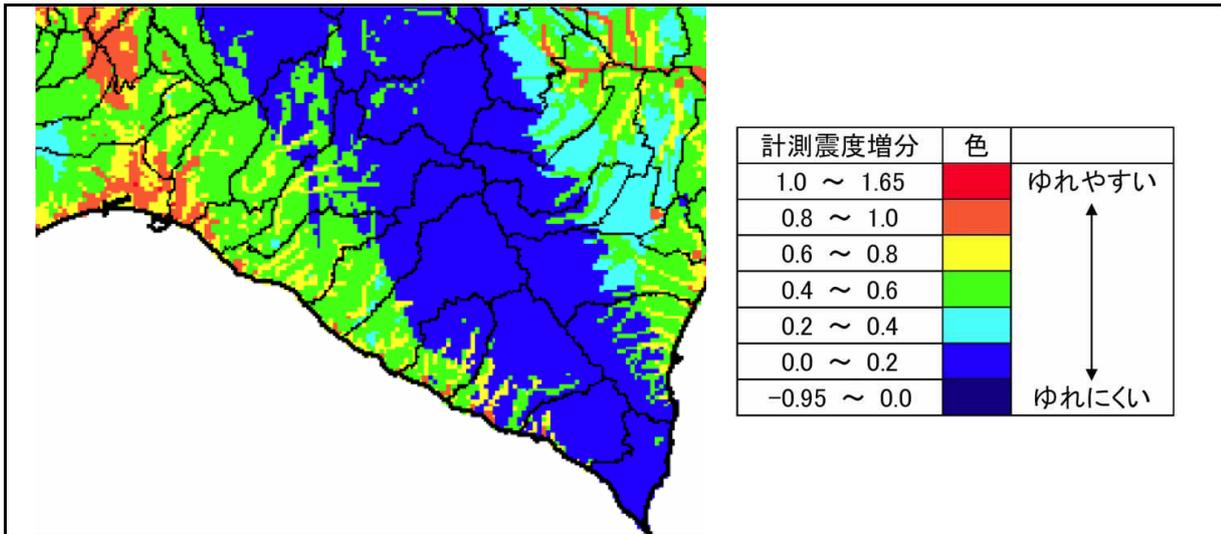


図 6 表層地盤のゆれやすさマップ

(資料：内閣府「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」より抜粋)
<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/yureyasusa/index.html>

平成 15 年 9 月 26 に発生した十勝沖地震の状況から地震の揺れによる被害は小さいと予測されるが、沿岸部において津波による被害が予測される。

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告」によると、満潮位と重なった場合には、日高町門別地区沿岸部で 3m を超える津波に襲われると予測されている。

(図 7)

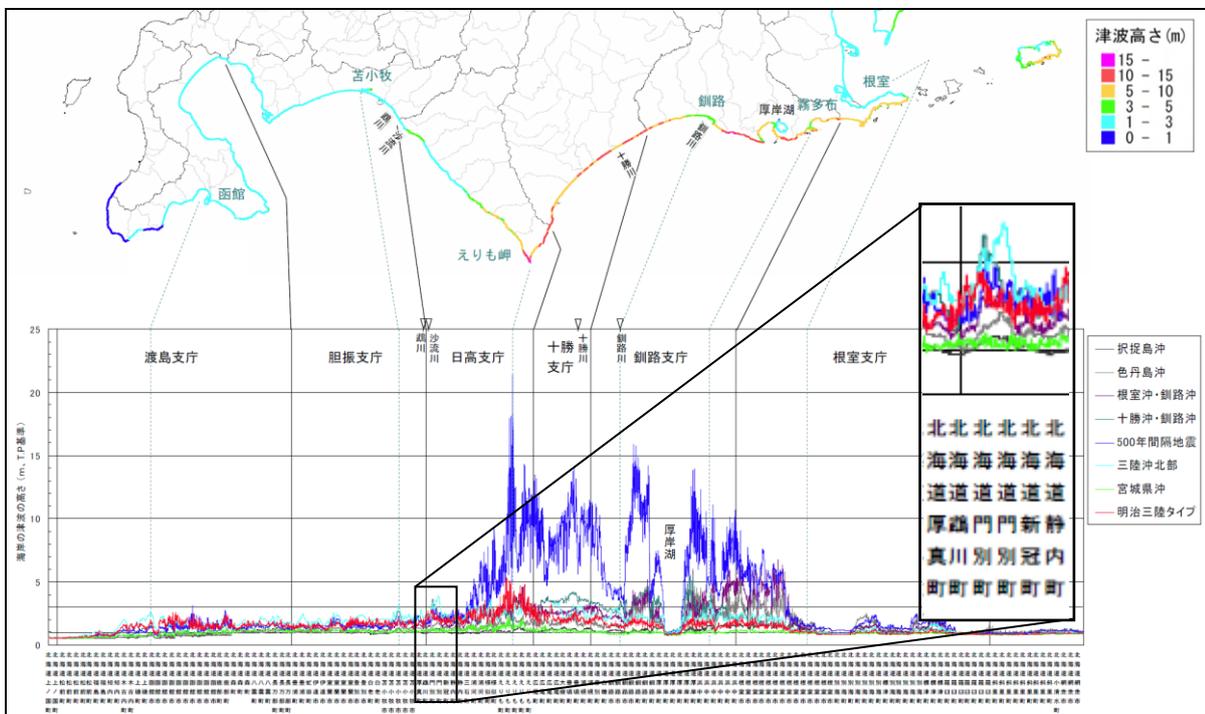


図 7 海岸での津波高さの最大値：満潮位

(資料：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告 (巻末添付資料 1))
<http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaikou/houkoku/kanmatsu.html>

2) 指針等

震災及び水害発生時における廃棄物処理に対する対策指針を環境省（旧厚生省）はそれぞれ示している。

- ・「震災廃棄物対策指針」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課 平成10年10月
- ・「水害廃棄物対策指針」環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
平成17年6月

また、災害時における廃家電製品やフロンガスの取り扱いについて、環境省は以下の通知を示している。

- ・「災害時における廃家電製品の取り扱いについて」
(環廃対第398号、平成13年10月2日)
- ・「災害時におけるフロン等対策の推進について」
(環廃対発第040723002号、環地保発第040723002号
平成16年7月23日)

3) 災害廃棄物に関する情報等

「震災廃棄物対策指針」、「水害廃棄物対策指針」の資料編に示された、災害廃棄物に関する資料の他に、内閣府が「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」として災害ゴミの処理についての取りまとめを行っている。

(資料：http://www.bousai.go.jp/1info/kyoukun/hanshin_awaji/data/detail/2-5-9.html)

表 1 阪神・淡路大震災教訓情報資料による震災ごみの処理

【09】震災ゴミの処理

- 01.各市町では順次収集業務が再開されたが、当初は職員の確保も難しく、また交通渋滞にも悩まされ、通常時の半分程度しか収集できなかった。
 - 01) 神戸市では、現場職員に被災地内居住率が高く、交通渋滞の影響もあって職員確保が困難だったため、クリーンセンター職員も動員しての収集業務が行われた。
 - 02) 西宮市では、地震当日・翌日は職員が遺体収容作業等に従事していたため、ごみ収集は1月19日に再開された。
 - 03) ごみ収集業務は交通渋滞に悩まされ、1月末の段階で通常時の50%しか収集できなかった。
- 02.焼却施設の被災や交通渋滞に対応するため、仮置き場を設置するとともに、夜間収集が実施された。一旦確保した仮置き場を、他の災害対策用途に使用するため明け渡さなければならぬこともあった。
 - 01) 神戸市においては、交通渋滞に対応し、かつ重機による効率的な収集を行うために、2月3日～3月25日にかけて夜間収集が実施された。
 - 02) 膨大なごみ発生量と道路寸断による交通渋滞、ごみ焼却施設の被災により、神戸市では市内6カ所に仮置き場が設置された。
 - 03) 一般廃棄物処理業者や大阪廃棄物処理事業者連絡会のボランティアにより、仮置き場からの夜間中継も実施された。
 - 04) ごみの仮置き場の中には、仮設工場や瓦礫置き場等と競合したため、明け渡されたところもあった。
- 03.他都市、自衛隊、企業ボランティア等により、ごみ収集作業の応援が行われた。また、他市町による焼却応援も行われた。
 - 01) 被害の大きかった神戸市、西宮市などでは、1月24日以降、全国他都市の136団体延べ4,155台による応援収集が実施された。
 - 02) 自衛隊により、市街地路上など交通障害となる箇所について粗大ごみの収集も行われた。
 - 03) 一般企業ボランティアによるゴミ収集も実施された。
 - 04) 被害を受け再稼働できないごみ処理施設があったため、他市町・事務組合44団体において11,620tの焼却応援がなされた。
- 04.避難所となった施設からは大量のごみが出され、収集には困難が伴った。神戸市では、一般業者へ委託しての収集も行われた。
 - 01) 避難所からは、大量のごみが出され、その施設の従来からのゴミステーションに出

されたほか、運動場等に積まれていた。

02) 避難所ごみの特徴としては、特に弁当がらやカップラーメン等の容器などが多く、通常の1人あたり排出量より多かった。

03) 神戸市では、臨時的に民間業者の協力を得て避難所のごみを回収した。

05.特に瓦礫を含む荒ゴミの発生量が増加した。ゴミ内容も、発泡製品やペットボトル、カセットコンロの増加など震災後の生活を反映するものとなっていた。その後、避難所から仮設住宅へという被災者の移転に伴って、身の回り品等の不要品が大量に排出された。

01) 災害廃棄物である荒ゴミの排出量は、神戸市で前年比約5倍(2月)にものぼり、その後夏頃までは2倍近い量が続いた。一世帯当たりの耐久消費財廃棄物の排出量は、0.89t、12立方メートルとの推計もある。

02) ごみの内容としては、厨芥が減少している一方で、弁当がらなどの発泡製品、ペットボトル、カセットコンロボンベなどの増加が目立った。

03) 避難所から仮設住宅への移転に伴い、寝具類、畳、家具等の身の回りの不要品が一時的に大量に排出された。

06.ゴミ排出マナーの低下も見られ、分別の不徹底、路上の不法投棄などが多発したため、美化運動の推進などの対策も実施された。

01) 可燃ゴミと不燃ゴミの分別が不徹底となり、処理施設における焼却残滓率が高くなった。

02) 路上への不法投棄、散乱なども多発し、いわゆるゴミがゴミを呼ぶ状態となった。

03) 散乱ごみ対策として、美化活動の推進などが行われた。

水害廃棄物については、「水害廃棄物対策指針」において以下のような特徴が示されている。

表2 「水害廃棄物対策指針」による水害廃棄物の特徴

2) 水害廃棄物の特徴

(1) 粗大ごみ等：水害により一時的に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ

- ・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生する。
- ・水分を多く分重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車両等では収集・運搬が困難である。
- ・土砂が多量に購入しているため、処理に当たって留意が必要である。
- ・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。
- ・便乗による廃棄物(廃タイヤや業務用プロパン等)が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。

(3) その他：流木等

- ・洪水により流れてきた流木やビニル等、平常時には市町村で処理していない廃棄物について、水害により一時的に多量発生するため、処理が必要となる場合がある。

1. 4 道の防災計画等策定状況

1) 北海道地域防災計画

北海道は昭和 39 年に「北海道地域防災計画」を策定し、平成 18 年 5 月に最新の修正を行っている。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/bsb/bousaikeikaku.htm>

災害廃棄物については、第 5 章第 17 節に廃棄物処理等計画として、以下のように示されている。

表 3 「北海道地域防災計画」抜粋

第 17 節 廃棄物処理等計画	
<p>災害時における被災地のごみ収集 し尿のくみ取り 死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。但し、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、本章第 2 1 節「障害物除去計画」による。</p>	
第 1 実施責任	
1 北海道	
(1) 支庁長は、市町村が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。	
(2) 道は、被災地の市町村長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。	
2 市町村	
(1) 被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。	
(2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。	
第 2 廃棄物等の処理方法	
廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。	
1 ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分の基準	
(1) 計画処理区域	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に定める計画処理区域を所轄する市町村長は、同法第 6 条の 2 第 2 項及び同法施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。	
(2) 処理を要しない区域	
計画処理区域以外の処理を要しない区域においても、市町村長は、前(1)に定めるところに準じ、生活環境及び公衆衛生上、他に影響の及ぶことのないよう十分に配慮し、地域の状況に応じた措置を講ずるものとする。	
2 死亡獣畜の処理	
死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場(以下「取扱場」という。)において行うものとする。	

但し、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する保健所長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1m以上覆土するものとする。

2) 北海道廃棄物処理計画

北海道が策定した「北海道廃棄物処理計画」(平成17年3月)における災害対策の計画について、以下のように示されている。

表4 「北海道廃棄物処理計画」抜粋

5-7 災害対策

一般廃棄物処理事業の災害対策については、現状と課題を踏まえ、道の具体的な施策について市町村などと連携しながら実施する。

5-7-1 現状と課題

震災等災害時に市町村区域内での廃棄物処理に支障が生じることがあることから、市町村や業界団体において、相互応援に関する協力体制を整備する必要がある。

また、廃棄物処理施設の故障等により、市町村のごみ処理に支障を来すおそれがあることから、平時から近隣市町村等との協力体制の構築が必要である。

5-7-2 道の具体的な施策

道における主な施策について示す。

- ① 震災より発生した廃棄物の処理を迅速かつ的確に行うために、道は、広域的支援体制の整備に関する指導・助言、震災発生時における市町村、国との連絡調整、広域的な支援の要請・支援活動の調整を行う。

また、国の「震災廃棄物対策指針(平成10年10月)」を踏まえ、道の震災廃棄物処理対策のあり方などを示すとともに、市町村における震災廃棄物処理対策などを構築するよう指導する。

- ② 市町村内で処理できないような大量な廃棄物が発生する災害が生じた場合には、当該市町村の要請に応じて、他の市町村への協力や働きかけなど必要な支援を行う。

また、故障等による緊急時においても同様に支援を行うとともに、平常時から故障等が発生しないよう適切な維持管理手法などについての情報提供を行う。

- ③ 業界団体等を通じた災害廃棄物の処理に関する処理業者との協力体制の構築について、市町村等に対し働きかける。

3) 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

平成9年11月5日に、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」が結ばれている。

ただし、協定書及び細目に廃棄物処理に関して具体的な内容は示されていない。

1. 5 組合構成自治体の地域防災計画策定状況

1) 平取町

現在の地域防災計画は、平成 17 年 2 月に策定している。

平取町の防災ガイドマップによると、沙流川及びその支流域ほぼ全体が中危険度以上の浸水予測地域となっており、がけ崩れ危険箇所も点在する状況となっている。

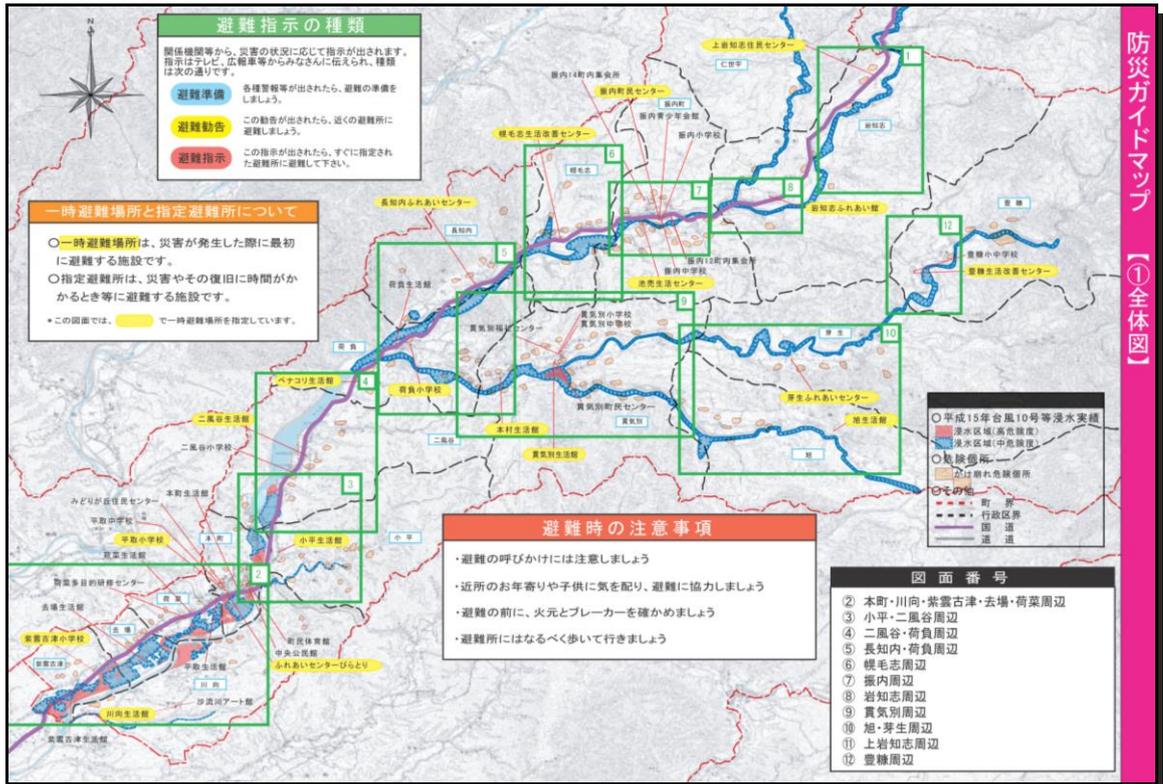


図 8 平取町防災ガイドマップ

2) 日高町

現在、旧日高町、旧門別町合併後の地域防災計画策定中である。

平成 16 年に作成されたハザードマップによると、日高町門別地区は沙流川河口域に浸水予想地域が集中し、また、津波による被害も想定されている。

日高町日高地区は沙流川上流域に位置するため、比較的浸水予想地域は狭くないが、山間部の急傾斜地が多いため、土砂流発生予測箇所や地すべり・崖崩れ予測箇所が広く分布している。

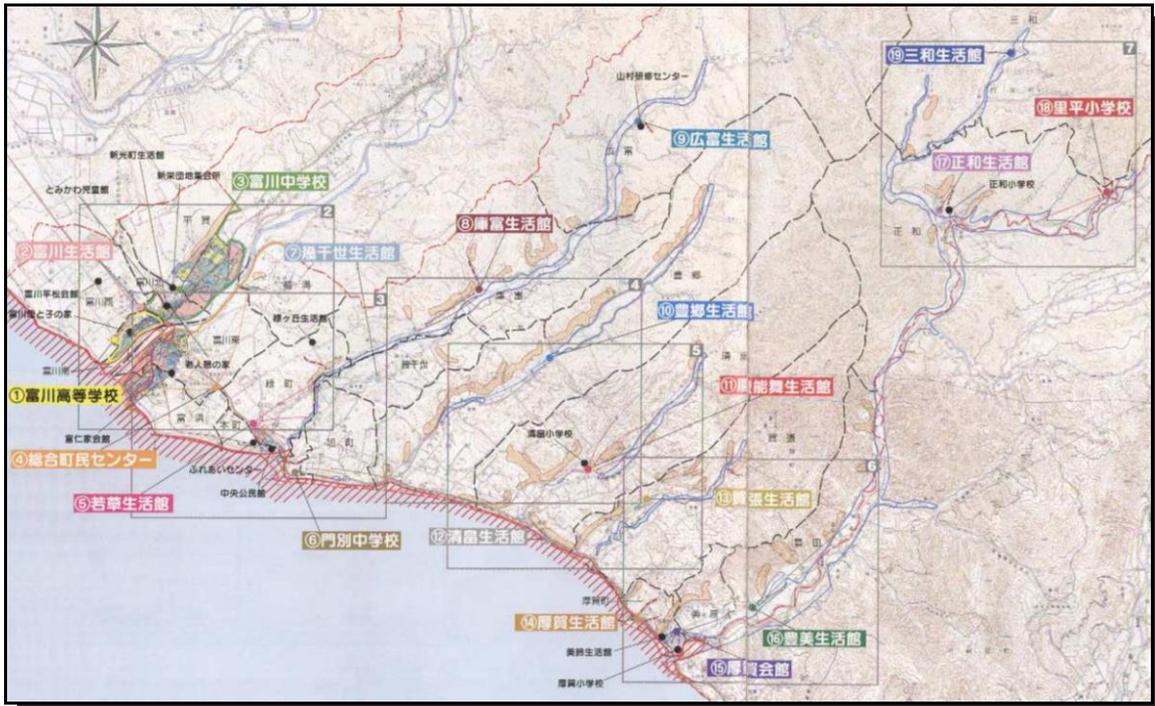


図 9 日高町門別地区防災ガイドマップ
(門別町洪水ハザードマップ、平成 16 年 3 月)

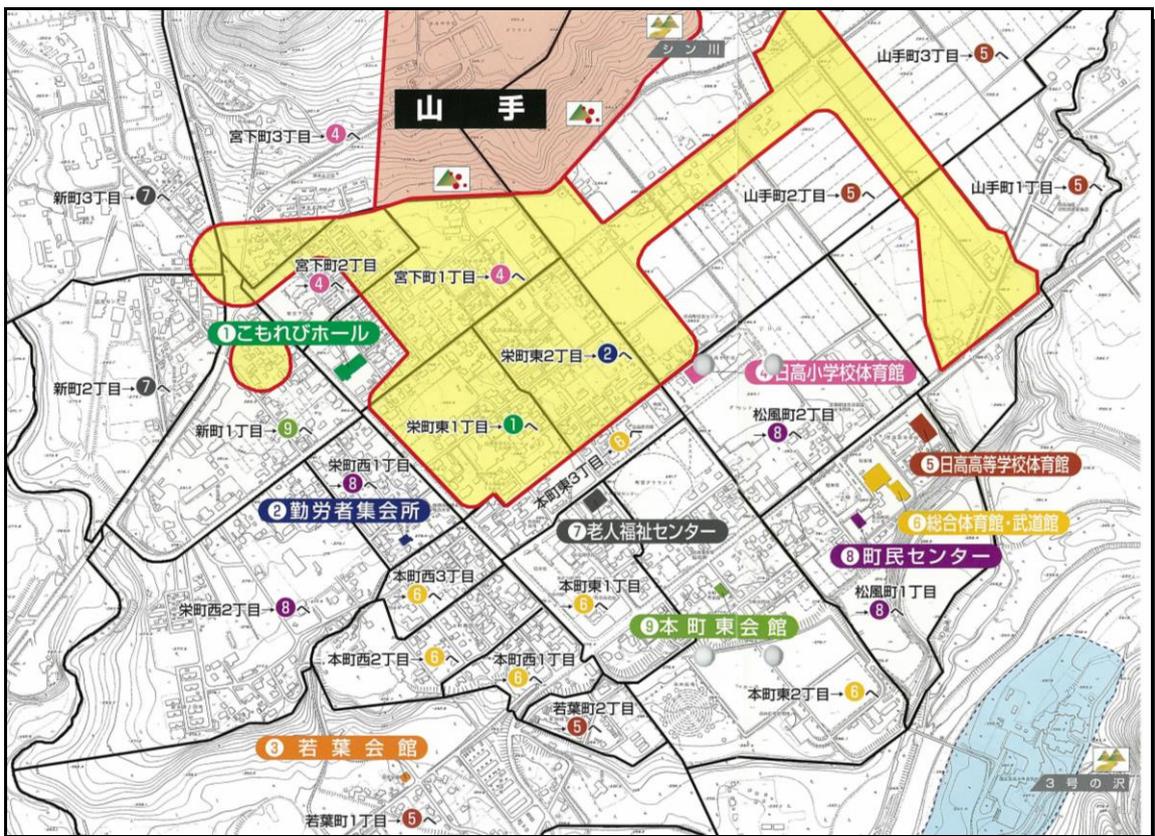


図 10 日高町日高地区防災ガイドマップ
(日高町防災マップ「市街地区域」、平成 16 年 8 月)

3) むかわ町

現在、旧鷺川町、旧穂別町合併後の地域防災計画策定中である。

平成 15、16 年に作成されたハザードマップによると、鷺川河口域に浸水予想地域が広く分布し、鷺川流域に沿って上流域の穂別地区まで浸水予想地域が広がっている。

上流域では土石流危険箇所・崖崩れ等危険箇所も広く分布している。

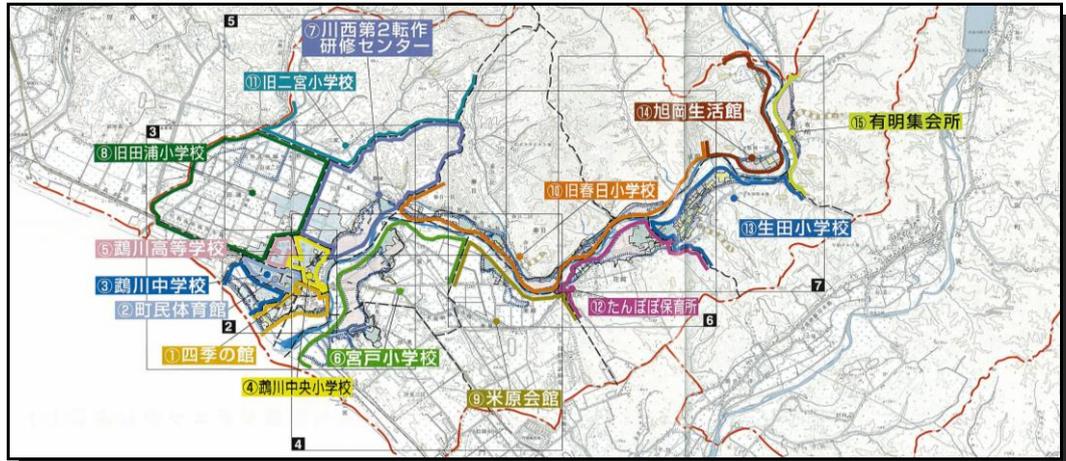


図 11 むかわ町鷺川地区防災ガイドマップ
(鷺川町洪水ハザードマップ、平成 16 年 7 月)

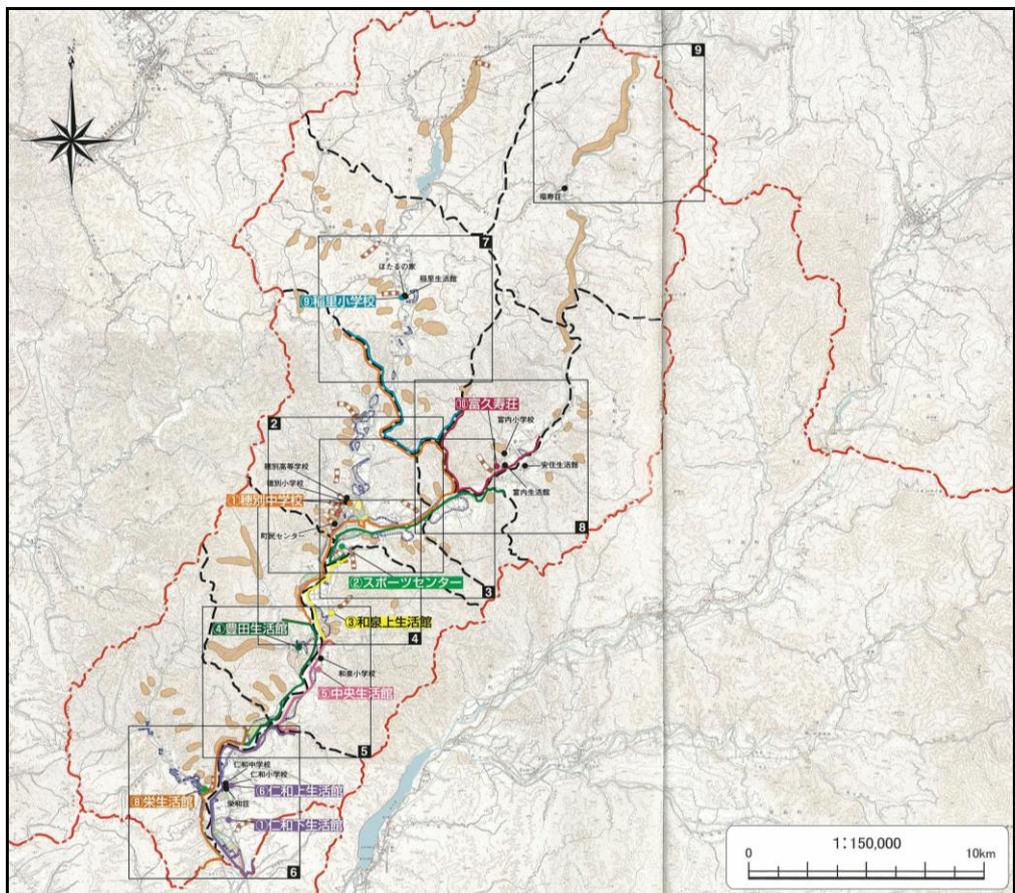


図 12 むかわ町穂別地区防災ガイドマップ
(穂別町洪水ハザードマップ、平成 15 年 8 月)

2. 過去の災害廃棄物発生状況の把握

過去の災害の発生状況、災害廃棄物の発生状況を整理する。

2. 1 平成以降の主な自然災害

本地域は、国が指定する一級河川である沙流川水系と鶴川水系の流域に市街地が形成され、台風や発達した低気圧の影響による大雨による水害が多発する地域であり、河川改修・整備により改善されているとはいえ、平成15年の台風10号の影響による大雨により甚大な被害が発生し、国の激甚災害指定を受けた。

また、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく地震防災対策推進地域に指定されており、水害比べ被害は少ないものの、沿岸部で家屋の損壊や津波の被害が発生している状況にある。

その他の自然災害としては、日高町門別地区において、竜巻による家屋の損壊が報告されている。

1) 平取町の自然災害発生状況

表 5 平取町自然災害発生状況

時期	災害種別	災害状況	主な被害	被害総額
平成元/8/28	暴風雨	台風17号	農業用施設、河川	38百万円
平成元/9/4	暴風雨		農作物	7百万円
平成2/4/8~9	強風		営農施設	2百万円
平成2/4/22~23	大雨		農業用施設、営農施設、河川、道路、水道	4.8億円
平成2/8/15	大雨		農地、農作物、河川、道路	9百万円
平成2/11/10	暴風雨		営農施設	5百万円
平成3/8/21	大雨		農業用施設、道路	4.8億円
平成3/9/28	暴風雨	台風19号	営農施設	2百万円
平成4/8/9	暴風雨	台風10号及び熱帯低気圧	農地、農作物、農業用施設、河川、道路、橋梁、林地、林道、商工、その他	57億円
平成4/9/25~26	大雨	台風19号	河川、道路	2.3億円
平成5/1/15	地震	釧路沖地震	農業用施設、橋梁、水道設備	2.4億円
平成5/8/12	大雨	台風7号	河川	23百万円
平成6/5/27	大雨		農業用施設、河川、道路、林道、治山、水道、公園	8.4億円
平成9/8/9~13	大雨		農地、農作物、農業用施設、営農施設、河川、道路、林地	16億円

平成 10/8/28～29	大雨		農地、農作物、農業用施設、河川、道路、林道	2.7 億円
平成 11/5/5	大雨		農業用施設、河川、道路、林道	3.2 億円
平成 12/5/12～14	大雨		農地、農業用施設、河川、道路、林地、林道	7.0 億円
平成 13/8/22～23	大雨	台風 11 号	農業用施設、河川、道路	7 百万円
平成 13/9/11～12	大雨	台風 15 号	農地、農作物、農業用施設、営農施設、親水公園、河川、道路、水道施設、治山、林道、小学校、中学校	12 億円
平成 15/8/9～10	大雨	台風 10 号	住宅全壊 3 棟、床上浸水 45 棟、床下 25 棟、空き家 14 箇所、家財被害 25 箇所、農地、農作物、農業用施設、営農施設、河川、道路、橋梁、林道、水道、一般廃棄物処理施設、商業、養魚場、テレビ共同受信施設	85 億円

※太字は被害総額 10 億円を超える災害

2) 日高町の自然災害発生状況

表 6 日高町日高地区自然災害発生状況

時期	災害種別	災害状況	主な被害	被害総額
平成 4/8/1～11	大雨	台風 10 号と前線による記録的豪雨。連続降雨量 231mm、時間最大降雨量 32mm を記録	床上浸水 3 戸、床下浸水 12 戸、農地、農業施設、河川、道路、橋梁、養魚場、林地、林道、衛生、商工、文教施設、スキー場、水道(950 世帯、2,500 人に給水活動)	6.5 億円
平成 9/8/9～10	大雨	降雨量 152.5mm、最大時間降雨量 24mm の大雨による被害	床下浸水 1 戸、農地、農作物、農業施設、河川、町道、林道、スキー場	1 億円
平成 11/7/29～8/2	大雨	降雨量 280mm の大雨による被害	町道、林道、農地	2 百万円
平成 13/8/22～23	大雨	台風 11 号の影響による大雨被害	河川、町道	7 百万円
平成 13/9/11～12	大雨	台風 15 号の影響による大雨被害	農業施設、河川、道路、橋梁、道有林、林道、スキー場、オートキャンプ場、上水道(給水活動)	2.4 億円

平成 15/8/9～10	大雨	台風 10 号と前線による記録的豪雨。連続降雨量 367.5mm、時間最大降雨量 45mm を記録。	死者 1 名、行方不明者 1 名 床上浸水 2 戸、床下浸水 26 戸、農地、農業施設、河川、道路、橋梁、養魚場、林地、治山、林道、水道、商業、工業、スキー場、下水道、地籍三角点、簡易水道(70 世帯、120 人に給水活動)	12.1 億円
平成 16/2/23	着氷	降雪、みぞれ、雨、強風による被害	町有林、民有林	10 百万円
平成 16/9/21	暴風	台風 18 号による暴風被害	家屋一部損壊 1 戸、農作物、営農施設、水産、林地、商工、社会教育施設、テレビ共聴施設、非住宅一部損壊 20 件	28 百万円

※太字は被害総額 10 億円を超える災害

表 7 日高町門別地区自然災害発生状況

時期	災害種別	災害状況	主な被害	被害総額
平成 4/8/8	大雨	降雨量 83mm の大雨被害	家屋半壊 1 戸、一部損壊 2 戸、床上浸水 41 戸、床下浸水 43 戸、河川、橋梁、道路、農業施設、商工	28.6 億円
平成 5/1/15	地震	釧路沖地震、震度 4	家屋一部損壊 10 戸、農業、商工	10 百万円
平成 7/8/9	大雨		床下浸水 30 戸、河川、道路、農業施設、商工、林業施設	5.5 億円
平成 7/8/21	大雨		床上浸水 1 戸、床下浸水 40 戸、河川、道路、農業施設、商工、衛生施設、林業施設	1.9 億円
平成 9/8/9～10	大雨	降雨量 219mm の大雨被害	床上浸水 2 戸、床下浸水 40 戸、河川、道路、農業施設、水産、林業、文教、都市架設、水道	5.6 億円
平成 10/5/2	大雨	降雨量 85mm の大雨被害	農業施設、河川、道路	2 億円
平成 11/5/5	大雨	降雨量 120mm の大雨被害	床下浸水 3 戸、河川、道路、農業施設	2 億円
平成 12/5/12	大雨		床下浸水 2 戸、河川、道路、農業施設	1.9 億円
平成 13/9/11～12	大雨	台風 15 号による大雨被害。降雨量 292mm。	床上浸水 8 戸、床下浸水 54 戸、河川、道路、橋梁、農業施設、水産、林業、水道、商工、文教、非住宅被害 62 箇所	12.4 億円

平成 15/8/9~10	大雨	台風 10 号による大雨被害。 降雨量 334mm。	死者 3 名、重傷者 1 名、家屋全壊 7 戸、半壊 6 戸、一部損壊 16 戸、床上浸水 34 戸、床下浸水 148 戸、河川、道路、橋梁、農業施設、水産、林業、水道、商工、文教、社教施設、非住宅損壊 7 戸	182.6 億円
平成 15/9/26	地震	十勝沖地震、震度5強、津波 1.9m	重傷者 6 名、軽傷者 17 名、家屋一部損壊 14 戸、道路損壊 9 箇所、商工	1.1 億円
平成 16/10/22	竜巻		家屋半壊 4 戸、一部損壊 11 戸、農業、商工、非住宅損壊 14 戸	18 百万円

※太字は被害総額 10 億円を超える災害

表 8 日高町自然災害発生状況

時期	災害種別	災害状況	主な被害	被害総額
平成 18/8/18~19	大雨	台風 10 号と前線による記録的豪雨。連続降雨量 311mm(日高地区)、時間最大降雨量 56mm(門別地区)を記録。	重傷者 1 名、山地崩壊、道路、水道、停電、電話不通、給水活動	26.5 億円
平成 18/11/7	竜巻	藤田スケールF1	家屋一部損壊 2 戸、非住宅全壊 2 戸、営農施設、農作物	7 百万円

※太字は被害総額 10 億円を超える災害

3) むかわ町の自然災害発生状況

表 9 むかわ町鵠川地区自然災害発生状況

時期	災害種別	災害状況	主な被害	被害総額
平成 4/8/8～9	台風	台風 10 号と前線による記録的豪雨。連続降雨量 211mm、時間最大降雨量 39mm を記録、河川が一気に増水し、多くの被害を受けた。	人的被害無し 床上・床下浸水、町道、農業用排水路決壊・破損、橋梁流失、田畑埋設・冠水被害、河川泥流流失 ホタテ貝死滅	33 億円
平成 5/1/15	地震	釧路沖地震、震度4	商店街の建物、商品	6 百万円
平成 5/11/28	竜巻	竜巻被害	民家、工場などの窓ガラス、屋根	3 百万円
平成 6/5/27	強風雨	突風を伴う強風雨	ビニールハウス、公園、文化施設等	10 百万円
平成 6/9/18	波浪	台風 24 号接近の影響による高波被害	床上・床下浸水 2 戸、製品・機械冠水	85 百万円
平成 6/10/4	地震	北海道東方沖地震、震度4	商店街の建物、商品の被害 14 件	百万円
平成 7/11/8	暴風波浪	20～25m の暴風被害	農業施設被害 39 棟、墓地施設 5 件	2 百万円
平成 7/12/24	風雪	大雪と強風による被害	ビニールハウス 4 棟	
平成 9/8/8～9	大雨	降雨量 238mm の大雨による被害	農地、農作物、林道、普通河川	3.6 億円
平成 10/8/28～29	大雨	降雨量 116mm の大雨による被害	床下浸水 1 戸、農作物、河川、道路	1.4 億円
平成 11/5/5	大雨	降雨量 127.5mm の大雨による被害	河川、道路	40 百万円
平成 12/5/12～14	大雨	降雨量 233mm の大雨による被害	農地、農業用施設、河川、道路	69 百万円
平成 12/7/26～27	大雨	停滞した前線による大雨	土木	6 百万円
平成 12/8/15～16	大雨	台風 9 号の影響により一級河川の増水	河川緑地公園冠水	3 百万円
平成 13/9/11～12	台風	台風 15 号の影響による降雨量 269mm の大雨被害	住宅床上・床下浸水 16 戸、86 世帯 201 名が一時避難、農地、農作物、河川、道路、教育施設	9.4 億円
平成 15/8/9～10	台風	台風 10 号の影響による降雨量 192mm の大雨被害	115 世帯 371 名が一時避難(避難所 4 箇所)、農地、農作物、河川、道路	12 億円
平成 15/9/26	地震	十勝沖地震、震度5強	人的被害(重傷 2 名、軽傷 9 名)、商店街の建物、商品等	85 百万円

※太字は被害総額 10 億円を超える災害

表 10 むかわ町穂別地区自然災害発生状況

時期	災害種別	災害状況	主な被害	被害総額
平成 2/4/23	大雨		農地、農業用施設、河川決壊 5 箇所、道路決壊 17 箇所	1.2 億円
平成 4/8/9	台風	台風 10 号と前線による記録的豪雨。連続降雨量 243mm、時間最大降雨量 40mm を記録。河川が一気に増水し、多くの被害を受けた。	家屋破損 2 戸、床上浸水 16 戸、床下浸水 93 戸、公共施設 20 戸、農地、農業施設、道路決壊、その他 33 箇所	151 億円
平成 9/8/9～10	大雨	降雨量 139mm の大雨被害	道路、河川、林道、農地・農業施設	1.5 億円
平成 10/8/28～29	大雨	降雨量 218.5mm、最大時間雨量 37.5mm の大雨による被害	床下浸水 9 戸、公共施設、道路、河川、林道・治山、農地、農業施設、商工	6.7 億円
平成 11/5/4	大雨	降雨量 114mm の大雨被害	道路、河川、農地、農業施設	93 百万円
平成 12/5/13～15	大雨	降雨量 211mm、最大時間雨量 48mm の大雨による被害	道路、河川、林道、農地	75 百万円
平成 12/8/15～16	大雨	台風 9 号の影響による一級河川の増水、降雨量 194mm、最大時間雨量 48mm	床上浸水 6 戸、道路、農地、農作物、農業施設、水道	5.2 億円
平成 13/8/22	大雨	台風 11 号の影響による降雨量 137mm の大雨被害	道路、農地、林道	14 百万円
平成 13/9/11～13	台風	台風 15 号の影響による降雨量 268mm の大雨被害	床上浸水 1 戸、床下浸水 2 戸、道路、河川、橋梁、林地、治山、林道、農地、農作物、農業施設	8.5 億円
平成 15/8/9～10	台風	台風 10 号の影響による降雨量 197mm の大雨被害	11 世帯 25 名が一時避難(避難所 2 箇所)、農地、農作物、河川、道路	7.2 億円
平成 15/9/26	地震	十勝沖地震、震度 5 強	一般住宅、商店街の建物、商品等	5 百万円
平成 16/9/7～8	暴風	台風 18 号による暴風被害	損壊 2 戸、道路、風倒木 47ha	41 百万円
平成 17/9/7	大雨	台風 14 号の影響による降雨量 154mm の大雨被害	道路、河川、農地、農業、林道	10 百万円

※太字は被害総額 10 億円を超える災害

表 11 むかわ町自然災害発生状況

時期	災害種別	災害状況	主な被害	被害総額
平成 18/8/18	集中豪雨	降雨量 310mm、最大時間雨量 57mm の大雨による被害	床上浸水、床下浸水、道路、農業排水路決壊・破損、橋梁流失、農地冠水、浄水場付近の導水管切断	18 億円

※太字は被害総額 10 億円を超える災害

2. 2 平成 15 年の台風 10 号による災害廃棄物発生状況

平成 15 年 8 月 9 日から 10 日にかけて、台風 10 号の影響による記録的な豪雨をもたらした大規模な水害により災害廃棄物が多量に発生した。

その時の災害廃棄物の発生・処理状況から課題を整理する。

1) 台風の概況

8 月 3 日 15 時フィリピン東において発生した台風第 10 号は、7 日強い勢力で沖縄本島及び奄美諸島を通過し、8 日 22 時前強い勢力を保ったまま高知県室戸市付近に上陸し、9 日 6 時頃兵庫県西宮市付近に再上陸し、10 日 1 時半頃北海道襟裳岬付近に三たび上陸し、10 日 3 時に北海道東部で温帯低気圧に変わった。

この台風の影響により、南西諸島と西日本の各地で暴風が吹いた。また、九州から関東にかけての太平洋側を中心に大雨が降り、総雨量は多い所で約 700 ミリに達した。また、北海道でも前線と台風の影響により、多い所で約 400 ミリの大雨となった。

2) 避難の状況

災害発生当時、地域全体で約 2,800 世帯、6,700 人に対して避難勧告が出された。

表 12 避難勧告状況

市町村名	世帯	人数	備考
平取町	13	28	貫気別地区 8 月 13 日 10:00 解除
	150	450	本町、荷葉、去場、紫雲古津 8 月 10 日 5:45 解除
日高町門別地区※	2,500	5,848	8 月 10 日 11:30 解除
むかわ町鶴川地区※	121	374	8 月 10 日 8:50 解除(避難所 4 箇所)
むかわ町穂別地区※	5	8	8 月 10 日 6:00 解除(避難所 2 箇所)
合計	2,789	6,708	—

※ 災害発生時はそれぞれ、門別町、鶴川町、穂別町

(資料：「平成 15 年台風第 10 号による被害状況について(第 25 報)」内閣府、平成 16 年 3 月 12 日)

3) 被害の状況

各町の災害記録によると、地域全体の被害は、全壊 10 戸、半壊 6 戸、一部損壊 16 戸、床上浸水 81 戸、床下浸水 199 戸、被害総額約 300 億円の被害が発生した。

また、「平成 15 年台風第 10 号による被害状況について（第 25 報）」（内閣府、平成 16 年 3 月 12 日）によると、806 世帯（新冠町を含む）で水道の給水停止、287 回線（新冠町を含む）で NTT 東日本の中継光ケーブルが切断され日高町門別地区において電話の不通などのライフラインにも被害が発生した。

また、崩壊した山林から流れ込んだ流木により、沙流川上流で橋が流出するなどの被害が発生し、二風谷ダムに約 50,000m³の流木が流れ込む被害が発生した。

被害は主に、沙流川下流域の平取町と日高町門別地区に集中し、2 地区の被害額だけで約 270 億円の被害が発生した。

表 13 被害の状況

市町村名	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	被害総額(億円)
平取町	3			45	25	85.0
日高町門別地区	7	6	16	34	148	182.6
日高町日高地区				2	26	12.1
むかわ町鶴川地区						12.0
むかわ町穂別地区						7.2
合計	10	6	16	81	199	298.9

(資料：平取町地域防災計画、日高町地域防災計画、むかわ町地域防災計画)

4) 災害廃棄物発生状況

本組合に搬入された生活ごみを除く災害廃棄物は、主に浸水によって使用不可能となった家具や畳、寝具、家電製品、一部損壊した家屋の木材等であった。

災害廃棄物の搬入は 8 月 10 日の災害発生から 4 日後の 8 月 14 日から急激に増加し、10 日後の 8 月 21 日に約 36t に達し、以降の搬入量は激減した。(図 13)

これらの災害廃棄物は直接施設に搬入されるものの他に、仮置き場(図 14)から運搬された廃棄物を含む。

排出段階における分別状況は非常に悪く、清掃センターの焼却施設プラットホーム内で選別作業を行い、可燃物は焼却、不燃物は一部破碎処理を行い、埋立処分を行った。(図 15)

- ・災害廃棄物の搬入は災害発生後 10 日間がピークであった。(8 月 22 日までの合計で 235t、全体で 286t)
- ・可燃、不燃の分別が悪く、施設内において人手で分別作業を行った。(1 日約 12 時間作業を土・日含め約 2 週間)
- ・可燃物の割合が多く、焼却処理施設は 1 日約 15 時間稼働を土・日含め約 1 ヶ月行った。
- ・プロパンガスボンベが多量に排出され、ガス抜き作業が手間取った。
- ・浸水被害を受けた廃家電は泥にまみれた状態で、ほとんどがリサイクルルート処理が難しい状況であった。

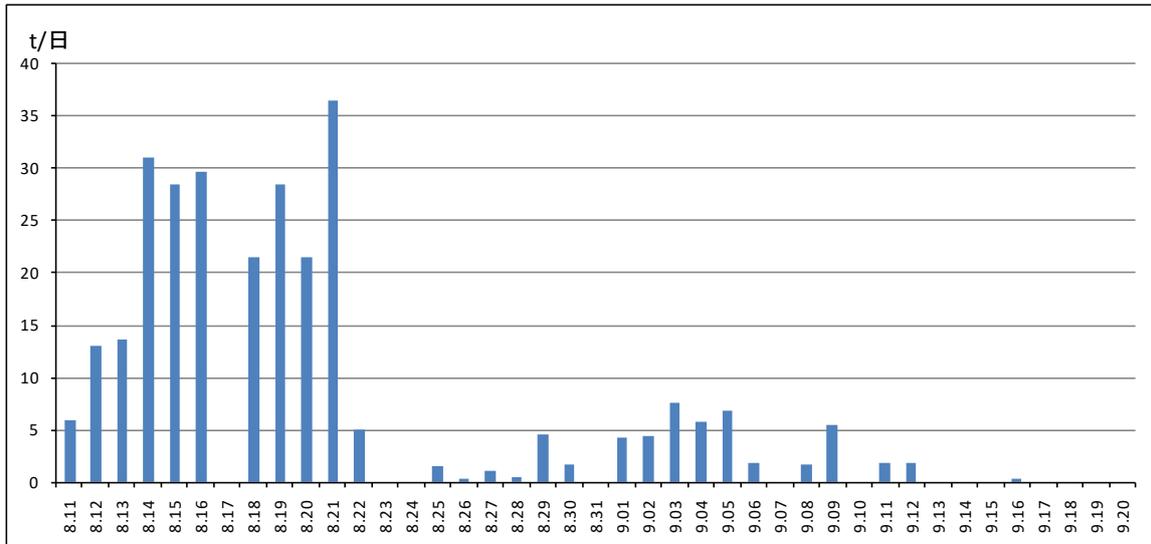


図 13 災害廃棄物の搬入状況（生活ごみは含まない）



図 14 平取町貫気別地区災害ごみ集積状況（平成 15 年 8 月 17 日撮影）



図 15 災害廃棄物搬入状況（清掃センター第1工場（焼却施設））

大きな災害のなかった平成14年度8月、9月の搬入量を比較すると、収集ごみはほぼ同量で、直接搬入量だけが増加していることから、通常的生活から発生するごみは災害によってほとんど変化せずに、家屋倒壊や床上浸水によって被害にあった家具や家電製品が増加したと判断できる。

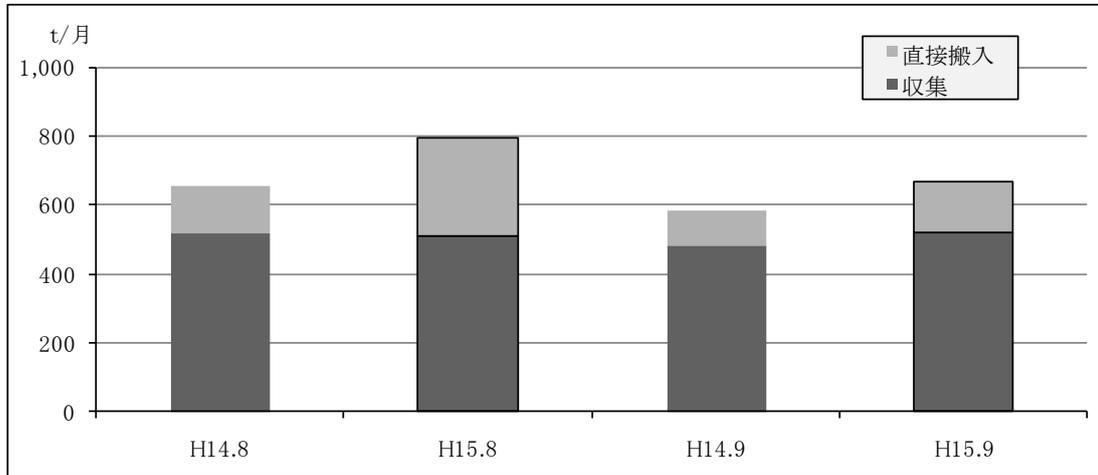


図 16 もやせるごみ月別搬入量比較

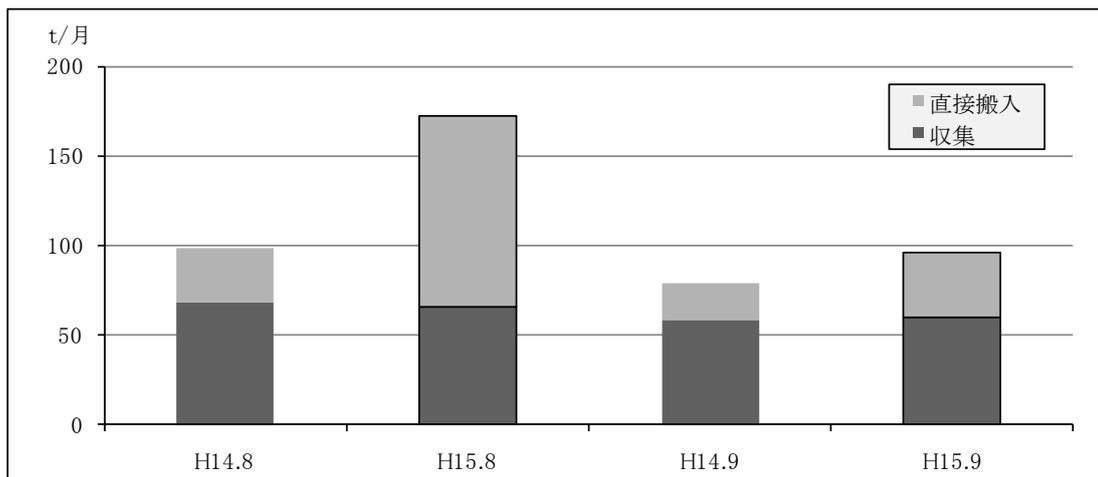


図 17 もやせないごみ・大型ごみ月別搬入量比較

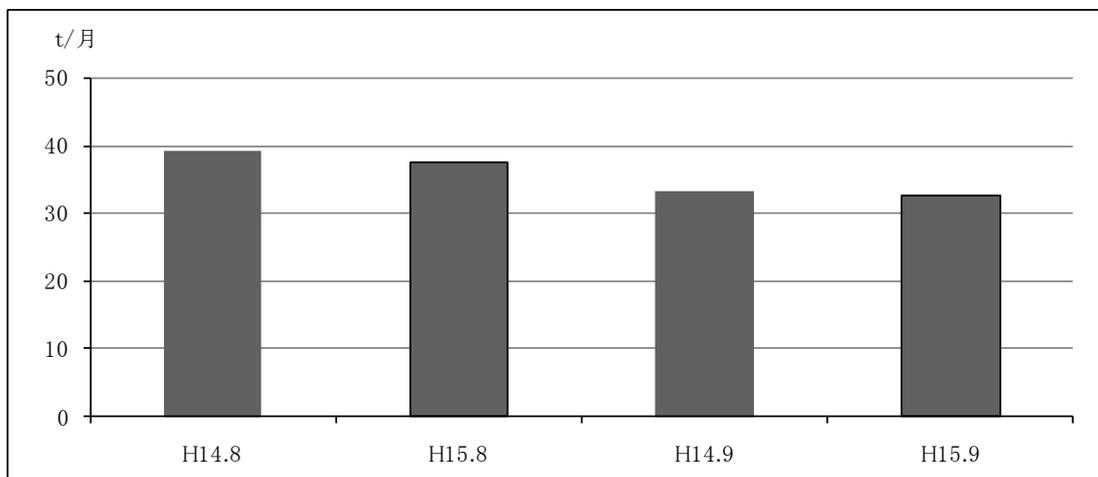


図 18 資源ごみ月別搬入量

5) 災害廃棄物処理の状況

搬入された「もやせるごみ」と「可燃性大型ごみ」の処理を行っている焼却施設の災害発生時の処理状況は、災害発生の翌日 8 月 11 日から同月 23 日までに 491.35t が対象となった。日曜日も含めた処理可能量としては 520t (40t/日×13 日) に対し約 95%の稼働率となった。

ただし、災害ごみとして搬入されるごみは水分を含んだ状態や泥を含んだ状態の質の悪いごみが多く、通常の処理に戻るまでに約 1 ヶ月間時間を延長して処理を行った。

また、災害発生後 1 週間が経過した 8 月 18 日から 22 日においては、当時の処理可能な量を超えるごみ量が毎日搬入される状況にあり、ごみピットに貯留可能な量が限界に近い状況にあった。

一方、「不燃ごみ」、「不燃性大型ごみ」の処理を行っている破碎処理対象物は同期間において 115.25t、約 30%の稼働率であった。

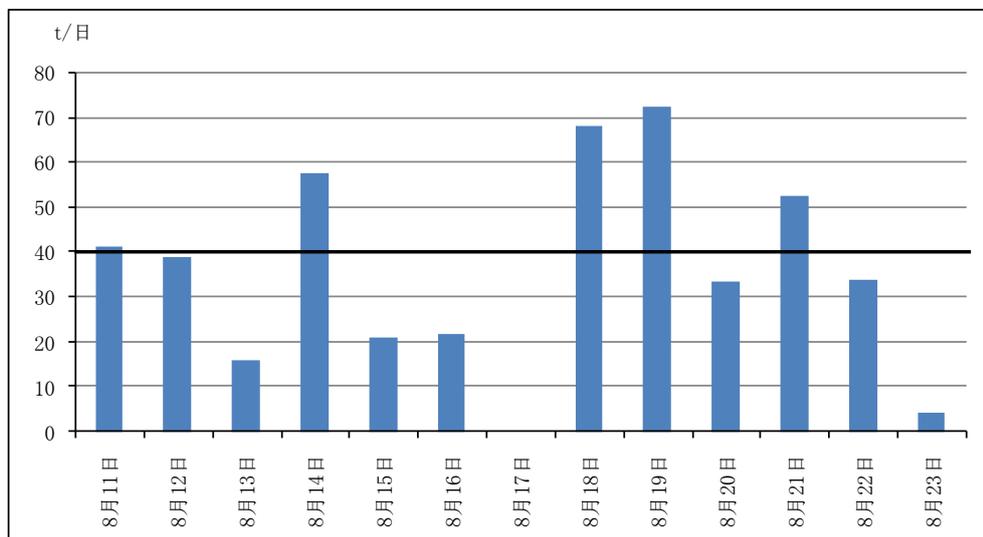


図 19 焼却施設搬入量

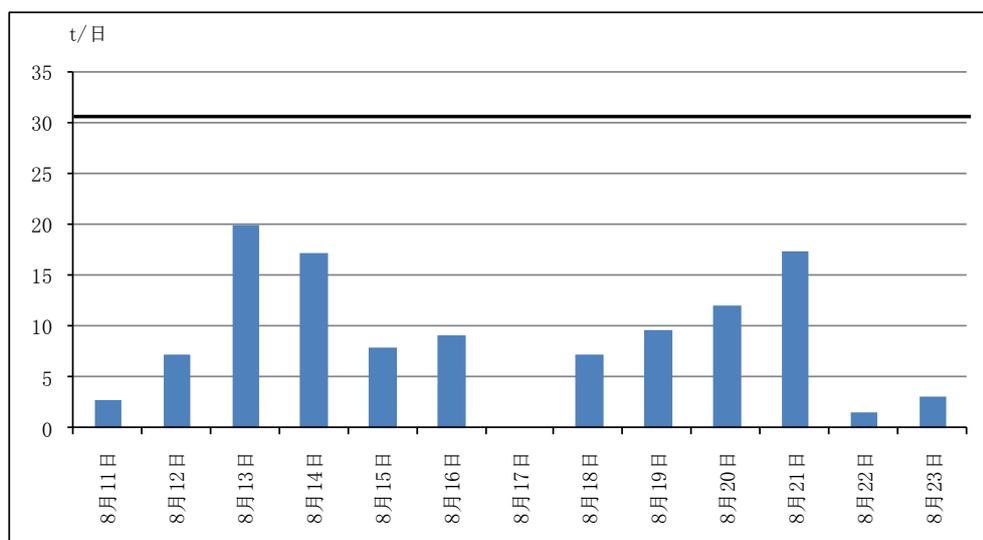


図 20 破碎施設搬入量

2. 3 平成 15 年の十勝沖地震による災害廃棄物発生状況

1) 地震の概況

本地域が影響を受けた最近の地震としては、平成 15 年 9 月 26 日 4 時 50 分頃、釧路沖深さ 42km を震源とするマグニチュード 8.0 の地震である。

日高町門別地区（発生当時門別町）、むかわ町（発生当時鷓川町、穂別町）の災害記録によると、震度 5 強の揺れを観測している。（気象庁には震度公式記録無し）

また、内閣府発表の「平成 15 年(2003 年)十勝沖地震について(第 33 報)」によると、日高門別川河口、門別町厚賀で 1.9m の津波の痕跡が確認されている。

表 14 平成 15 年の十勝沖地震による津波高

番号	地名	津波高 (m)
8	鷓川町鷓川	1.1
9	日高門別川河口	1.9
10	門別町漁港	1.4
11	門別町厚賀	1.9

(資料：内閣府「平成 15 年(2003 年)十勝沖地震について(第 33 報)」より抜粋)

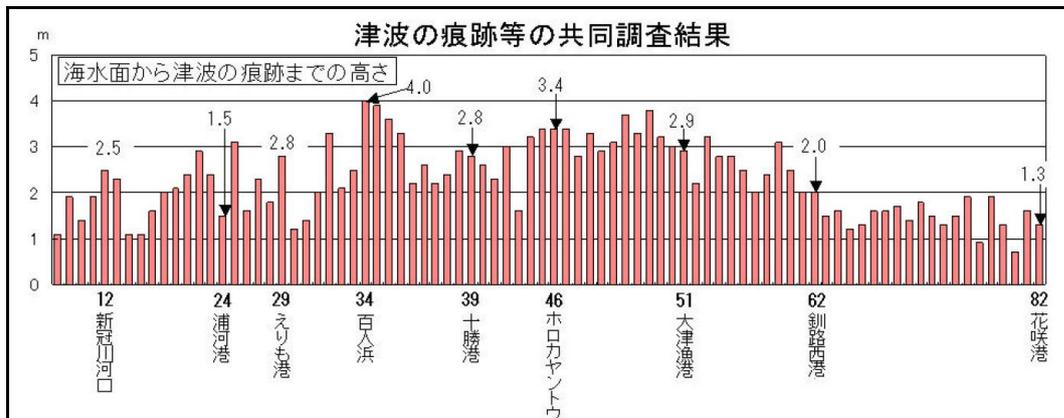


図 21 気象庁・大学等津波合同調査班が実施した津波現地調査結果
(資料：「平成 15 年(2003 年)十勝沖地震について(第 33 報)」内閣府、平成 16 年 4 月 1)

2) 避難の状況

津波発生予測に対し、日高町門別地区の 310 世帯、680 人に対して避難勧告が出された。

表 15 避難勧告状況

市町村名		世帯	人数	避難者数 (自主避難を含む)
日高町	門別地区	310	680 人	94 人
むかわ町	鷓川地区	—	—	35 人
合計		310	680 人	129 人

(資料：「平成 15 年(2003 年)十勝沖地震について(第 33 報)」)

3) 被害の状況

各町の災害記録によると、日高町門別地区の被害が最も大きく、家屋の一部損壊 14 戸、その他商店街の建物や商品の破損等、被害総額 2 億円の被害が発生した。平取町、日高町日高地区では具体的な被害記録は無い。

表 16 平成 15 年の十勝沖地震による被害

地 区		被 害	被害総額
日高町	門別地区	重傷者 6 名、軽傷者 17 名、家屋一部損壊 14 戸、道路損壊 9 箇所、商工	1.1 億円
むかわ町	鶴川地区	重傷者 2 名、軽傷者 9 名、商店街の建物、商品等	85 百万円
	穂別地区	一般住宅、商店街の建物、商品等	5 百万円
合計			2.0 億円

(資料：日高町地域防災計画、むかわ町地域防災計画)

4) 災害廃棄物発生状況

8 月の台風災害に続き発生した災害ではあったが、水害と比べて被害が限られた範囲であったため、災害廃棄物の発生量も僅かに大型ごみが増えただけで、目立った変化は無かった。

2. 4 想定される災害と被害の概要

本地域で発生した平成以降の災害では台風の影響による被害が最も大きい。平成 4 年 8 月の台風による災害により地域全体の被害総額で約 280 億円の被害、平成 15 年 8 月の台風による災害により地域全体で約 300 億円の被害が発生しており、現在も 2 河川の防災対策が進められている状況にはあるが、今後もある程度の被害は避けられないと想定される。

一方、震災は、本地域の一部が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」における指定地域であり、十勝沖地震（昭和 27、43 年、平成 15 年）、浦河沖地震（昭和 57 年）による被害が発生しているが、水害と比較して被害は小さく、特に山間部（平取町、日高町日高地区、むかわ町穂別地区）では被害が小さい状況であった。ただし、日高町門別地区沿岸部で最大で 3m を超える津波発生も予測されることから、十勝沖地震発生時に相当な被害発生も予測される。

以上の状況から、想定される最大の災害は 8～9 月に発生する台風の影響による被害総額 300 億円規模の水害である。

表 17 想定災害と被害

想定災害	・ 台風の影響による水害 ・ 鶴川、沙流川流域における河川の氾濫
想定被害総額	・ 300 億円（地域全体）
想定災害廃棄物発生量	・ 300 t
災害廃棄物発生期間	・ 災害発生後 10 日間

また、過去の事例から、災害時の廃棄物処理に大きく影響する事項を以下に示す。

・ 廃棄物処理施設の浸水

道道 80 号線に沿って流れる沙流川の支流ユーラップ川の増水、氾濫により清掃センター（焼却施設、破碎施設、リサイクルセンター）が浸水し、処理不能となる被害が想定される。

また、過去に周辺で大規模ながけ崩れ、地滑りが発生した例はないものの、清掃センターは沢地に存在するため、がけ崩れの危険性も少なからずあり、直接的な施設の損傷も想定される。

・ 最終処分場の浸水

平取最終処分場、日高最終処分場（日高町日高地区）への降雨量が、浸出水処理施設の処理能力を超えた場合、最終処分場内に降雨が滞留することで、埋立作業に支障を来す。ただし、浸出水処理施設が正常に稼働している場合は、処理が進み、長期に及ぶ支障とはならない。

・ **道道 80 号線（平取門別線）の被災**

平取町内の施設は道道 80 号線以外の搬入道路がなく、道道 80 号（特に平取町側）が通行止めとなる被害が発生した場合は、施設へのごみ搬入ができなくなる、又は、大きく迂回する事となる。

・ **国道 237 号（日高国道）の被災**

日高道に接続し、日高町門別地区から平取町内を抜け、日高町日高地区を取る国道 237 号は、道道 80 号線への平取町側へと接続し、ごみ収集運搬における重要な道路である。被災し通行止めとなった場合には清掃センターや最終処分場へのごみの搬入に支障を来す。

・ **電話回線の障害**

組合事務所がある清掃センターは、携帯電話の電波が届かない地域に位置するため、NTT 回線に障害が発生した場合、公衆通信手段を利用した情報交換、外部からの問い合わせができない状況となる。

2. 5 災害廃棄物処理の課題

平成 15 年の災害を教訓にした災害廃棄物処理の課題を以下に整理する。

① 一般廃棄物収集運搬業の許可を円滑に行うための体制づくり

各町が災害廃棄物の収集を委託する業者への許可は組合規約により組合が実施する他、流木、海岸線に漂着した漂着物の収集運搬を国や道から委託された業者への許可など、一般廃棄物収集運搬業の許可業務を円滑に行うための体制づくりが課題である。

② 災害廃棄物と通常廃棄物の収集区分の明確化

災害廃棄物の処理料金減免措置や、災害廃棄物等廃棄物処理事業費国庫補助を受けるために、災害廃棄物と通常の廃棄物の収集区分を明確化することが課題である。

③ 廃棄物の分別の徹底

災害廃棄物の分別状況が悪く、処理を行うために施設内で選別作業を行う必要があった。処理を円滑に行うために、災害廃棄物の分別を徹底することが課題である。

④ 焼却処理体制の確保

現有焼却処理施設は平成 4 年度に稼働し、設備の老朽化もみられることから、大量に発生する可燃ごみ（もやせるごみ、可燃性大型ごみ）を処理できない可能性がある。

可燃ごみは衛生的に速やかに処理すべきごみであることから、災害発生時に確実に処理が可能な処理体制を確保することが課題である。

3. 廃棄物処理に係る防災体制の整備

本組合及び構成自治体における防災対策を以下に示す。

3. 1 廃棄物処理施設に係る防災体制の整備

本組合が所有するごみ処理施設の耐震化、浸水対策をまとめ、必要な対策を整理する。

1) 組合が所有するごみ処理施設

組合が所有するごみ処理施設は、平取町字小平に位置する組合事務所、焼却施設、破砕施設、リサイクルセンター（平成 22 年度供用開始）となる清掃センター、平取町字荷負に位置する平取最終処分場、及び日高町字富岡（日高地区）に位置する日高最終処分場と資源ごみ処理施設である。

(1) 平取町内

表 18 組合所有施設（平取町内）

施設名称	清掃センター第 1 工場(焼却)
所在地	北海道沙流郡平取町字小平 39 番地 2
処理能力	40t/日 (20t/8h×2 炉)
処理対象物	可燃ごみ
供用開始	平成 4 年 3 月
施設名称	清掃センター第 2 工場(破砕)
所在地	北海道沙流郡平取町字小平 39 番地 3
処理能力	31t/日 (5hr×1 基)
処理対象物	不燃ごみ、大型ごみ
供用開始	昭和 62 年 9 月
施設名称	清掃センター第 3 工場(リサイクルセンター)
所在地	北海道沙流郡平取町字川向 169-1 他
処理能力	6.3 t/日
処理対象物	資源ごみ
供用開始	平成 22 年供用開始予定
施設名称	平取町外 2 町衛生施設組合一般廃棄物最終処分場 (埋立処理場・浸出水処理施設)
所在地	北海道沙流郡平取町字荷負 97 番地外
埋立面積	6,100m ²
埋立容量	20,000m ³
埋立期間	平成 14 年度～平成 28 年度
埋立対象物	焼却残渣、破砕不燃物
供用開始	平成 14 年 4 月

(2) 日高町日高地区内

表 19 組合所有施設 (日高町内)

施設名称	平取町外2町衛生施設組合日高クリーンセンター廃棄物最終処分場 (埋立処分地・浸出水処理施設)
所在地	北海道沙流郡日高町字富岡 63-1 ほか
埋立面積	3,250m ²
埋立容量	8,800m ³
埋立期間	平成 13 年度～平成 27 年度
埋立対象物	焼却残渣、不燃物
供用開始	平成 13 年 4 月

施設名称	平取町外2町衛生施設組合日高クリーンセンター資源ごみ処理施設 (破碎・資源)
所在地	北海道沙流郡日高町字富岡 63-1 ほか
施設面積	325m ²
施設内容	保管施設
対象物	プラスチック
年間保管量	1t/年

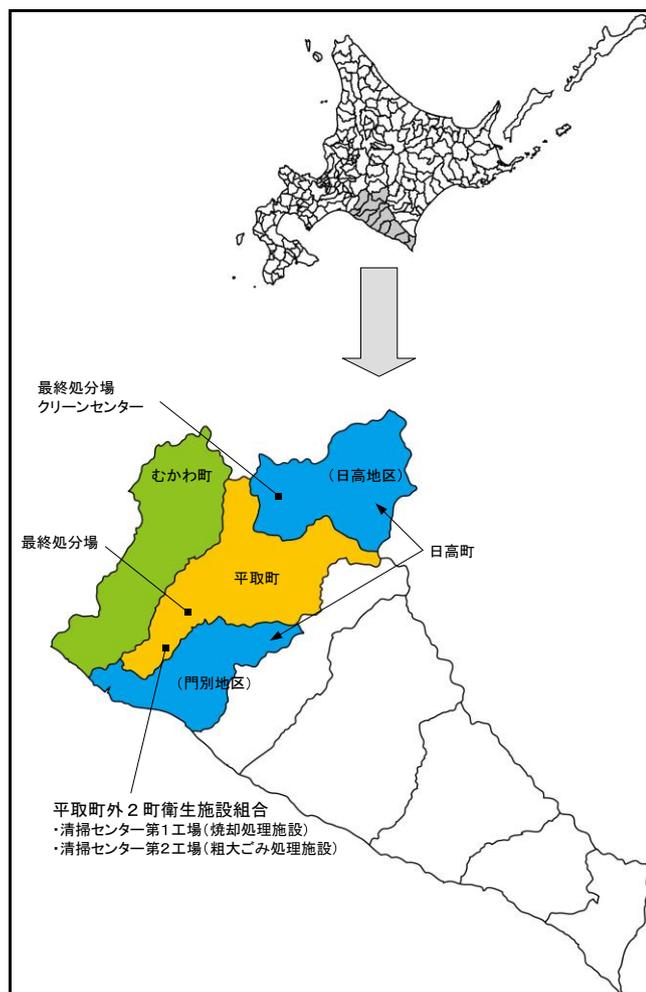


図 22 一般廃棄物処理施設位置



図 23 清掃センター配置図

(3) 組合の体制

① 収集体制

収集業務形態	委託
収集作業員	23名 (うち日高町日高地区2名)
収集車台数	パッカー車 6台 平ボディー車 1台 ダンプトラック 1台 (日高町日高地区) (収集車両は組合所有)

② 処理施設運営体制

・組合事務員	6名
・運転員	6名
	(リサイクルセンターは平成22年度供用開始予定)

日高町日高地区の運営体制 (委託)

・事務員	1名
・運転員	3名

③ 施設運転期間

・稼働日	月曜日～金曜日 (土・日曜日・祝祭日、12月31日～1月5日は休止)
・稼働時間	8時30分～17時15分
・受入時間	8時40分～16時45分

2) 一般廃棄物処理施設の耐震化

現在、組合が所有する施設で最も古く建てられた施設は、平成 62 年 9 月に供用開始した「平取町外 2 町衛生施設組合清掃センター第 2 工場」であり、昭和 56 年に改正された建築基準法施行令に基づき設計されている。

供用開始以降、最大震度となった地震は、平成 15 年 9 月 26 日の十勝沖地震発生時の、震度 4 であり、施設に目立った被害は発生していない。

ただし、供用開始 16 年以上が経過している焼却施設の煙突は、経年変化により劣化が進んでいる状態にあり、今後の状況により耐震診断、耐震補強を実施する計画とする。

表 20 耐震計画

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 平取町外 2 町衛生施設組合清掃センター第 1 工場煙突の耐震診断の実施・ 必要に応じ劣化部分の補修・補強、耐震補強等の実施 |
|---|

3) 一般廃棄物処理施設の浸水対策

日頃の浸水対策も重要ではあるが、台風等による水害の発生は、気象情報により予測可能なため、被害の発生が予想される大雨に備えて直前の対策も可能である。

表 21 浸水対策計画

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 地盤の計画的な嵩上げや、防水壁の設置等の浸水防止対策工事・ 浸水応急対策として、事前に土嚢、排水ポンプを用意・ 収集運搬車輛の駐車場位置の嵩上げなどの浸水対策・ 水害時の人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた水害対応マニュアルの整備・ 薬品類・危険物が流出しないよう保管状況を点検 |
|---|

4) 廃棄物収集運搬車輛の事前避難

ごみ収集車輛は、清掃センターに隣接する車庫に全車格納されているため、地域一帯が被害を受けた場合、収集作業にも支障を来すこととなる。

水害の場合は事前に予測も可能なため、平取町防災ガイドマップ（図 24）において、清掃センターから近く、被害が少ないと思われる地域に分散して避難させる計画とする。

なお、震災は予測が困難なため事前避難は出来ないが、余震による被害を防止するため、状況に応じて災害発生後も可能な限り分散して保管する。

表 22 収集運搬車輛事前避難計画

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 水害の発生が予測される場合は、収集車輛を事前避難させる・ 避難場所は、平取町防災ガイドマップにおいて浸水被害が少ない地域とする・ 車輛を分散して避難させる |
|---|

5) 通信手段の確保

現在、清掃センターが位置する地域は携帯電話の電波が届かない。また、平取町は防災行政無線も整備していないため、NTT回線に障害が発生した場合に備えて通信手段を確保する。

表 23 通信手段確保計画

- ・ 携帯会社に、通話エリアとするよう要請する
- ・ 平取町へ移動系市町村防災行政無線導入を要請する
- ・ 衛星電話導入の検討

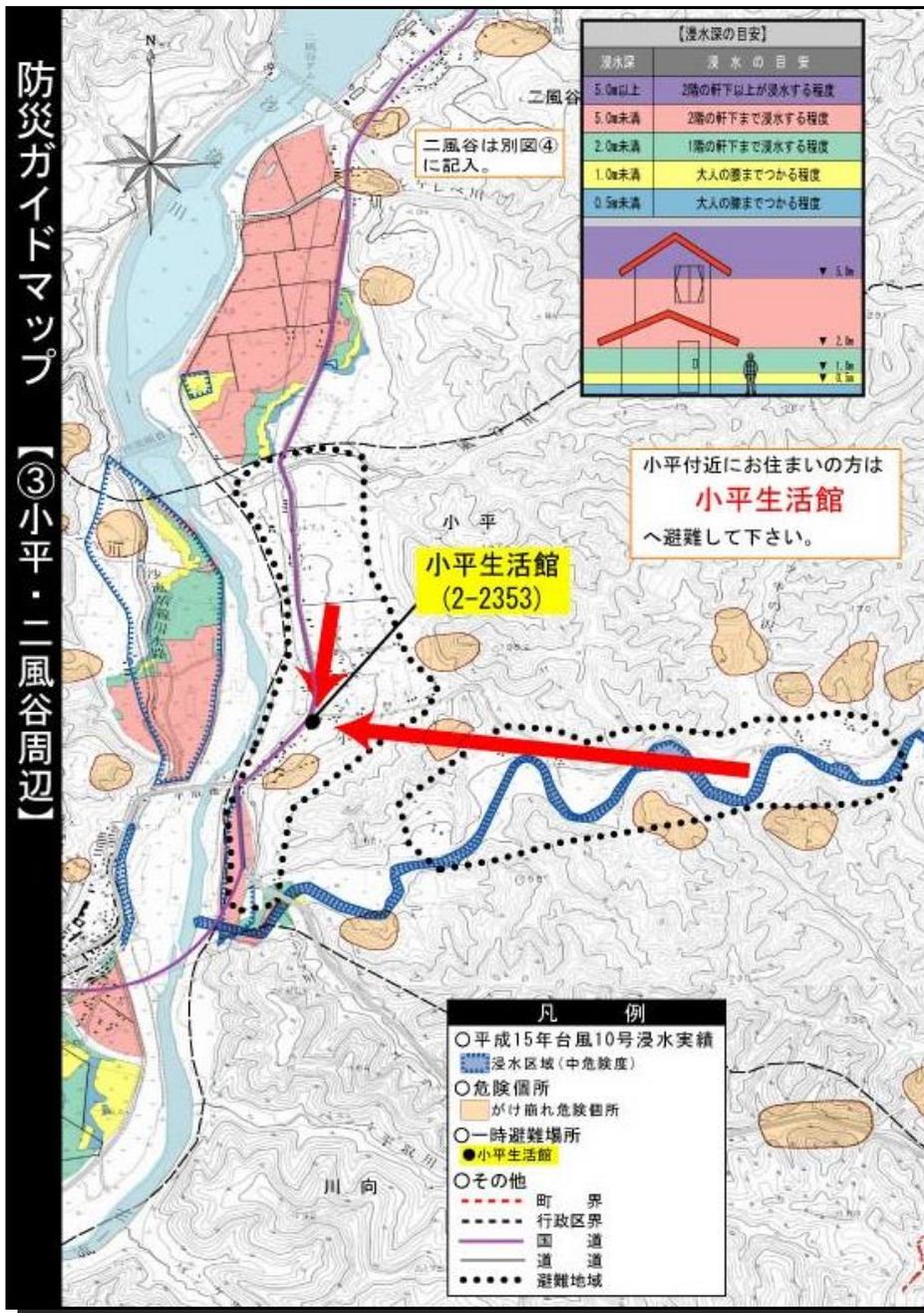


図 24 平取町防災ガイドマップ (小平・二風谷周辺)

3. 2 災害時応急体制の整備

災害発生時の応急的な処置に関する体制整備に関する計画を以下に示す。

1) 震災時の相互協力体制の整備

(1) 各町の災害廃棄物対策

各町の地域防災計画に示された、災害時のごみ処理に対応する部署と役割を以下に示す。各町の担当者と連絡を取りながら、災害廃棄物の処理を円滑に進める計画とする。

① 平取町

表 24 平取町地域防災計画による災害廃棄物処理計画

担当	救助部		
	部長	副部長	部員
構成	町民課長	税務課長 町民課室長	税務課職員 町民課職員
役割	生活ごみの処理	生活ごみを処理車、ダンプ、トラック等で搬送し、ごみ処理場で焼却又は埋立の方法により処理する <ul style="list-style-type: none"> ・住民に自治会単位によるごみの収集を呼びかける ・生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、早急に収集・運搬・処理する ・処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する ・一時集積場所については定期的に消毒を実施する 	
	生活廃棄物処理の計画・実施	災害時に道路等に排出された廃棄物を一時集積場所に車両で搬送し、集積されたごみは、焼却・破砕処分し最終処分場に搬出する。 町のみで処理が困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。	

② 日高町

表 25 日高町地域防災計画による災害廃棄物処理計画

担当	民政部衛生班	
構成	住民課長	住民課職員
	住民生活課長	住民生活課職員 保育所職員
役割	生活ごみの処理	生活ごみを処理車、ダンプ、トラック等で搬送し、ごみ処理場で焼却又は埋立の方法により処理する <ul style="list-style-type: none"> ・住民に自治会単位によるごみの収集を呼びかける ・生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、早急に収集・運搬・処理する ・処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する ・一時集積場所については定期的に消毒を実施する
	生活廃棄物処理の計画・実施	災害時に道路等に排出された廃棄物を一時集積場所に車両で搬送し、集積されたごみは、焼却・破碎処分し最終処分場に搬出する。 町のみで処理が困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

③ むかわ町

表 26 むかわ町地域防災計画による災害廃棄物処理計画

担当	救護対策部防疫班			
構成	主任部長	部長	副部長	防疫班
	町民課長	町民課参事 診療所事務長	診療所参事	生活環境担当主査
役割	ごみ処理班	班長 1 名、班員 4 名		
	収集	被災地の住民に協力を要請し、台所の生ごみ類など感染症の源となる汚物から順に収集し、一般的なごみは、その後収集するものとする。 災害の状況により町の清掃能力を持っても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみ収集に万全を期すものとする。		
	処理	平取町外 2 町衛生施設組合の清掃センターを使用して完全処理に努めるものとするが、災害の状況によって埋立て、又は処理場付近に一時貯留し、後日処理場で処理する。 リサイクルなど資源の再利用にも配慮を行う。		

2) 緊急出動体制

災害発生時における、緊急出動体制、廃棄物処理対策の役割分担、災害時の動員、配置計画、連絡体制、指揮伝達系統、被災した施設の補修体制に関する計画を以下に示す。

① 廃棄物処理対策の役割分担

廃棄物処理対策の役割分担を表 27 に示す。

ただし、対策に必要な作業を民間業者に委託する場合は、原則組合が発注、契約を行うものとする。

表 27 役割分担

	役 割	分 担
事前	災害情報の把握（気象情報の把握）	各町担当者
	収集車両の事前避難	組合
	廃棄物処理施設の浸水対策	組合
災害発生時	災害発生状況の把握（各町内）	各町担当者
	処理施設の被災状況の把握（平取地区内）	組合
	処理施設の被災状況の把握（日高地区内）	組合
	処理施設の復旧対策	組合
	搬入道路の復旧	国、道、各町
	災害廃棄物発生状況の把握	各町担当者
	災害廃棄物処理計画の策定	組合
	1次仮置場の設置・管理（各町内）	各町担当者
	1次仮置き場からのごみ搬送	組合
	2次仮置場の設置・管理	組合
	2次仮置き場からのごみ搬送	組合
	有害廃棄物対策	解体等：各町担当者 処理：解体業者
	災害廃棄物の資源化	組合
	住民への啓発・広報	各町担当者
不法投棄ごみの除去・運搬	各町担当者	
応援	収集に関する応援要請	各町担当者
	処理に関する応援要請	組合
復旧	災害廃棄物処理に関する補助申請・報告等	組合
	処理施設復旧事業に関する補助申請・報告等	組合
相互協力	市町村間の相互協力体制	日高支庁、胆振支庁、北海道
	国との連絡体制	北海道
	全国的な支援体制	国

② 災害時の動員、配置計画

災害発生時には通常のごみ排出形態とは異なり、また、避難所等からのごみ収集、仮置き場の管理や運搬等、作業量は通常時から増大し、水害時には、水分や土砂を多く含んだ畳、家具等も排出され、通常の作業よりも収集車への積み込み作業も困難な状況になるため、通常時の収集体制では対応が困難な状況が想定される。また、組合が所有する収集車輛はパッカー車が主であるため、災害ごみが一時期に多量に排出された場合には対応できない状況が想定される。

従って、災害ごみの収集・運搬については、各町が臨時の災害廃棄物の収集業務を業者に委託し、収集車輛、臨時収集作業員の確保を行う計画とする。

ただし、各町が委託する業者への委託契約、一般廃棄物収集運搬業の許可は組合が行うものとする。

処理施設の処理能力を超えるごみが発生した場合は、仮置き場を設置する計画とし、量に応じて、各町内に仮置き場（1次仮置き場）、組合が確保する仮置き場（2次仮置き場）を設置する計画とし、1次仮置き場の管理及び2次仮置き場までの運搬は各町による管理とするが、必要な委託契約は組合が行う。

表 28 災害時の動員計画

収集	生活系ごみ	組合
	災害ごみ	各町：収集車量、臨時収集作業員の確保 組合：委託契約、収集運搬業許可
仮置き場	1次仮置き場	各町：設置、管理（作業員の確保） 管理に委託業務が発生した場合は、組合が契約を行う。
	2次仮置き場	組合：設置、管理、資源化（作業員の確保）
運搬	積み込み	各町：1次仮置き場（積み込み用重機の手配） 組合：2次仮置き場（ " ）
	運搬	各町：運搬車輛の手配（委託契約は組合） 1次仮置き場から2次仮置き場への運搬 組合：運搬車輛の手配 2次仮置き場から処理施設までの運搬
委託契約		全ての委託契約は組合が行う

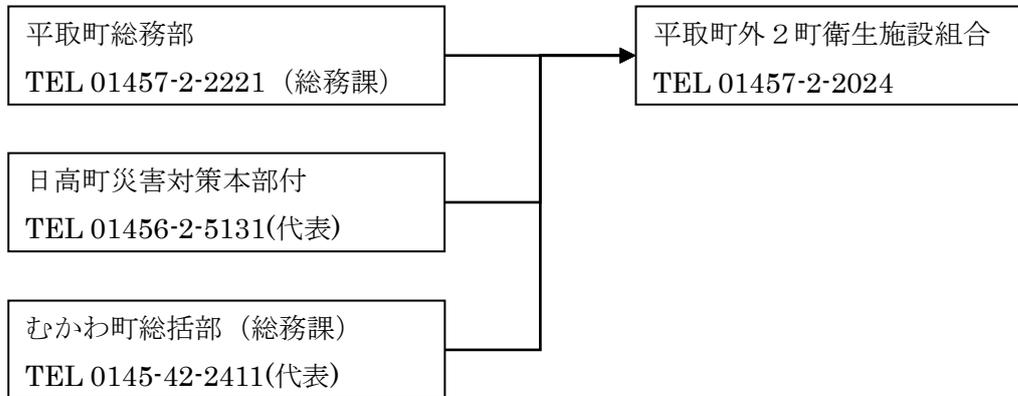
表 29 一般廃棄物収集運搬に関する法令

<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）</p>	<p>第二節 一般廃棄物処理業 （一般廃棄物処理業） 第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）</p>	<p>（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者） 第二条 法第七条第一項 ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（中略） 五 国（一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。）</p>

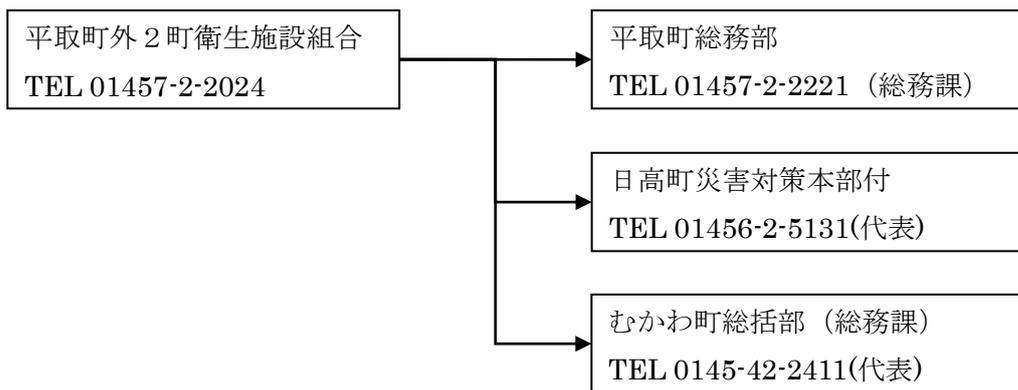
③ 連絡体制

災害発生時の連絡体制を以下に示す。

ア.災害情報・災害廃棄物発生情報の連絡



イ.災害廃棄物処理計画・処理体制に関する連絡



④ 被災した施設等の復旧対策

災害発生時に処理施設が被災し処理を行うことが不可能になる事態や、搬入道路・電話線・電線の被害により施設の運転が出来ない状態も想定される。

処理施設が被災した場合は原則、施設を建設したプラントメーカーと応急対策、本格対策の検討・工事を行うものとする。

また、処理施設周辺の敷地、最終処分場の土堰堤が被災した場合は、平取町又は日高町の建設課と協議し検討・工事を行うものとする。

表 30 被災した施設等の復旧計画

想定される被害	緊急対策	連絡先
処理設備の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の点検 ・ 設備の応急補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却施設、破碎施設 (株)タクマ北海道支店 011-221-4106 (代表) ・ 最終処分場浸出水処理施設 (平取) ・ 最終処分場浸出水処理施設 (日高) 荏原環境エンジニアリング(株) 011-585-5111 (代表)
処理施設敷地・最終処分場の損壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平取町建設課 ・ 日高町建設課
道道平取門別線の通行止め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 迂回路の設定、連絡 ・ 障害物の除去 	(室蘭土木現業所 門別出張所) (0145-62-5231)
電話の不通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無線通信機器の調達 ・ 電話回線の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平取町防災行政無線の調達 ・ (株)NTT 東日本 北海道苫小牧支店 0144-35-4205 (総括担当)
停電	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道電力(株) 富川営業所 01456-2-0019
浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水、排泥ポンプの調達 ・ ポンプによる排水、排泥 	

3) 北海道の支援

災害廃棄物における、道の具体的な支援体制が定められていない。

災害廃棄物の発生状況に応じ、北海道、日高支庁、胆振支庁へ応援要請を行う計画とする。

4) 住民への広報

廃棄物処理に係わる状況の取りまとめを行い、速やかにごみ処理実施計画を策定し、各町の担当者へと伝達する。

各町の担当者は、住民、事業者、町外からのボランティア等にごみ処理実施計画に沿って広報活動を行う計画とする。

表 31 住民への広報に関する計画

計画策定	組合	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の取りまとめ ・ごみ処理実施計画の策定 ・各町担当者への処理実施計画伝達
広報活動	各町担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・住民、事業者、ボランティア等への広報活動
広報内容	廃棄物処理施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働状況 ・直接搬入の可否
	仮置き場の設置状況	<ul style="list-style-type: none"> ・場所 ・開設日、設置期間 ・搬入可能時間帯 ・搬入可能なごみ種別
	臨時の収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ・収集日、曜日 ・収集対象ごみ種別 ・臨時のごみステーション設置場所 (避難所、仮設住宅のごみステーション)
	災害廃棄物の処理料金 (減免措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・減免措置対象ごみ種別 ・減免措置対象ごみの収集、受け入れ場所
	ごみ出しルールの周知 徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「生ごみ」「紙ごみ」、水に浸かった畳、寝具、木製品等の腐敗しやすいごみを優先的に処理する。 ・災害に伴って発生したごみ以外の持ち込みは仮置き場に持ち込まない。 ・仮置き場では係員の指示に従う。 ・仮置き場において、ごみ種別毎に指定された場所に荷下ろしを行う。 ・刃物、割れたガラス等危険物の表示を行う。 ・感染性医療廃棄物は病院に相談する。
	事業系ごみの扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物と一般廃棄物の分別徹底 ・産業廃棄物受け入れ先の広報
連絡	<pre> graph LR A[組合] --> B[各町担当者] B --> C[住民] B --> D[事業者] B --> E[ボランティア等] </pre>	

4. 災害発生時における廃棄物処理体制

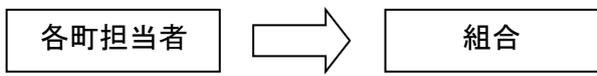
4. 1 災害発生時における状況把握

災害発生時における、被災地の被害状況、廃棄物の発生状況、組合が所有する廃棄物処理施設の被害状況の確認方法に関する計画を以下に示す。

1) 被災地の被害状況把握

収集体制、処理体制の計画策定のために、各町の担当者が被災地の被害状況を把握し、組合に報告する計画とする。

表 32 被災地の被害状況把握計画

状況把握	各町担当者
把握項目	<ul style="list-style-type: none">・ 災害の発生日時、場所、被害概要、気象状況・ 浸水状況（床上・床下浸水、倒壊戸数（全壊・半壊））・ 道路の被害状況・ 避難所の設置状況・ ボランティアの宿泊所等の確保状況・ 各町設置の仮置き場の状況
連絡	

2) 廃棄物の発生状況把握

① 生活系ごみ発生量

平成 15 年度の水害発生時において生活系ごみの増減はほとんど見られなかったことから、災害発生時の生活系ごみは、前年同月の分別区分毎の量と同量とする。

ただし、地震発生後に余震が続き、避難所生活が長期間に及んだ場合は、生活系ごみ発生量や発生期間が異なると考えられる。

② 水害廃棄物発生量予測

「水害廃棄物対策指針」の資料 10<参考 1>より水害廃棄物の発生量予測を以下のように行うものとする。

対象となる水害廃棄物は主に大型ごみとする。

表 33 水害廃棄物発生量予測式

$$\text{水害廃棄物発生量 (t)} = 3.79 \times \text{床上浸水家屋数} + 0.08 \times \text{床下浸水家屋数}$$

表 34 H15 年度の水害廃棄物との比較

平成 15 年度の水害による生活系ごみやがれきを除く水害廃棄物発生量は 1 ヶ月間で合計 286t であった。

表 13 に示した被害のうち、全壊、半壊、一部損壊となった家屋は、解体工事に伴いがれきと合わせて処理されたと考えられるため、組合に搬入された災害廃棄物は主に床上・床下浸水の家屋からと考え、上記予測式により水害廃棄物発生量を算出すると、323t となる。

$$\text{水害廃棄物発生量} = 3.79 \times 81 + 0.08 \times 199 = 322.91 \approx 323\text{t}$$

実際に発生したは予測式の約 90% であることから、不確定要素も含め上記による水害廃棄物発生量の予測は有効であると考えられる。

③ 震災時廃棄物発生量

「震災廃棄物対策指針」の資料 7 に解体工事に伴うがれきの発生量予測方法として推計式 (表 35)、及び、阪神・淡路大震災における事例として、建物の構造別にながれき発生量原単位 (表 36) が示されている。

また、住宅 1 棟当たりの平均延床面積は 90~100m² であると予想される。(表 37)

ただし、本地域は大都市部と異なり住宅が散在し、住宅の他に農業用の倉庫、ビニールハウス、厩舎等を所有している農家が多く、また、解体時には発生するがれきを堆積し選別作業を行う土地を有している場合が多いため、各町の中心部以外は、解体時に発生するがれきを集める仮置き場設置の重要性は低いと考えられる。

従って、震災時の産業廃棄物を含むがれき発生量は被害の状況を判断し、仮置き場の設置等の計画を策定するものとする。

表 35 がれき発生量予測式

$$\text{がれき発生量 (t)} = s \times q1 \times N1$$

s : 1 棟当たりの平均延床面積 (平均延床面積) (m²/棟)

q1 : 単位延床面積当たりのがれき発生量 (原単位) (t/m²)

N1 : 解体建築物の棟数 (解体棟数) (棟)

表 36 建物の構造別解体廃棄物の延べ床面積当たりの発生量原単位

重量原単位 : t / m²

	木造可燃	木造不燃	鉄筋可燃	鉄筋不燃	鉄骨可燃	鉄骨不燃
合計	0.194	0.502	0.120	0.987	0.082	0.630

(資料 : 「震災廃棄物対策指針 (資料編)」 環境省より抜粋)

表 37 平成 15 年住宅・土地統計調査による 1 住宅当たり延べ面積

単位：m²

		静内町	浦河町
住 宅 総 数		88.24	100.15
	木造	93.46	96.68
	防火木造	99.79	114.85
	非木造	61.86	70.66
	その他	54.97	41.98

(資料：平成 15 年住宅・土地統計調査)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000000050002>

都道府県編 01 北海道 報告書非掲載表 市町村 表 6

注：住宅・土地統計調査は 10 分の 1 の地域を調査対象としているため、日高支庁管内では表に示した 2 町だけが調査対象となった。

3) 廃棄物処理施設の被害状況確認方法

災害発生直後、平取町内の廃棄物処理施設は組合担当者が施設の被害状況を確認、日高町の最終処分場は委託業者が被害状況を確認し組合が取りまとめ、各町の担当者に被害状況報告を行う。

施設の運転が無い日曜日等に災害が発生した場合は、担当の職員が被害状況確認を行うが、夜間又は2次災害の発生が予測される場合は、施設周辺の被害状況が判明し安全が確認出来た段階で、施設の被害状況確認を行う。

表 38 廃棄物処理施設の被害状況確認計画

状況確認	組合 確認：各施設運転員 取りまとめ：	
把握施設	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設（清掃センター第1工場） ・破碎施設（清掃センター第2工場） ・リサイクルセンター ・収集車車庫 ・最終処分場（平取町内） 	組合（担当者）
	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場（日高町日高地区） 	委託業者 （組合（担当者）へ報告）
確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の緊急停止（震災の場合） ・施設の被害状況確認（内容は資料） ・施設の安全確認（安全が確認された段階で施設の再稼働） 	
	休日	<ul style="list-style-type: none"> ・（担当者）が施設の被害状況の概要を確認
	夜間	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺の被害状況確認 ・余震発生予測の確認（震災の場合） ・（担当者）が施設の被害状況の概要を確認
連絡	<pre> graph TD A[委託業者] --> B[組合] B --> C[各町担当者] </pre>	

4. 2 災害による廃棄物の処理

災害発生時における、災害廃棄物の収集体制、仮置き場の配置計画、本組合で処理が困難な廃棄物、有害廃棄物の処理体制など、廃棄物の処理・処分に関する計画を以下に示す。

1) 災害廃棄物の収集体制

「もえるごみ」、「もえないごみ」、「資源ごみ」は通常の生活で毎日排出されるごみで、災害時に量が増えるとは考えられないため、原則、通常の体制で収集を行うが、有機物の腐敗により衛生環境の悪化が懸念される「生ごみ（厨芥類）」「衛生用品（紙おむつ等）」の収集を最優先する計画とする。

「大型ごみ」、「がれき」は、災害発生後、復旧活動が本格化するに従い排出量が増大するが、組合のパッカー車に積載できない大きさのものも多いことから、民間業者に収集を委託する計画とする。

業者への委託に関する手続きは表 39 に示すフローとする。

表 39 災害廃棄物の収集体制

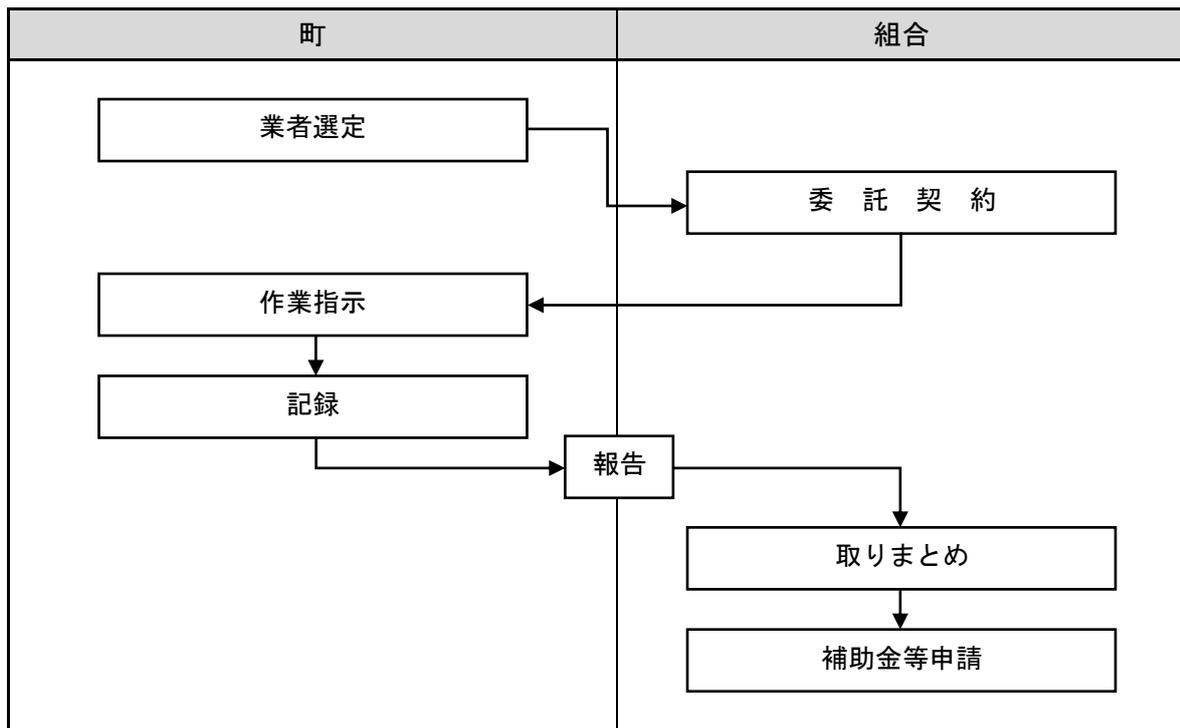


表 40 ごみ分別区分毎の収集体制

分別		作業分担	車輛体制	収集作業
生活ごみ	もえるごみ	組合	パッカー車 (組合所有 6 台) 平ボディ車 (組合所有 1 台)	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗物を含むため、もえるごみを優先して収集 ・通行止め区間の確認・迂回路の確認 ・避難所、仮設住宅等からの収集
	もえないごみ			
	資源ごみ			
災害ごみ	大型ごみ等	委託業者 契約:組合 指示・記録:町	収集運搬業者に委託 (発生量に応じてトラック等を調達)	<ul style="list-style-type: none"> ・多量に発生した場合は、仮置き場を経由して施設に搬入 ・災害廃棄物収集状況の記録(発生場所、搬入日時、搬入量、内容、写真撮影)
	がれき	委託業者 契約:組合 指示・記録:町	トラック、ダンプ等	<ul style="list-style-type: none"> ・がれきは主に解体作業に伴い発生するため仮置き場又は処理施設に搬入 ・災害廃棄物収集状況の記録(発生場所、搬入日時、搬入量、内容、写真撮影)
	流木	河川 管理者	トラック、ダンプ等	
	漂着物	委託業者 契約:組合 指示・記録:町	トラック、ダンプ等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物収集状況の記録(発生場所、搬入日時、搬入量、内容、写真撮影)

2) 仮置き場の配置計画

「大型ごみ」や「がれき」は復旧活動が本格化するに従い排出量が増大するが、施設における処理能力を超えることが予測されるため、必要に応じて仮置き場を設置する。

被害の状況に応じて1次仮置き場を各町が設置し、2次仮置き場は組合が設置する。処理を円滑に行うために、仮置き場において表 42 に示す分別を行う計画とする。

表 41 仮置き場の設置・管理計画

区分	1次仮置き場	2次仮置き場
設置期間	数日～2週間程度	処理完了まで
仮置き場としての利用場所	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、グラウンド、公民館 ・各町所有の空き地 ・国有地 (仮置き場からの流出等为了避免、河川に隣接する場所を避ける。)	<ul style="list-style-type: none"> ・平取町有地の空き地 ・国有地の空き地 (処理完了まで時間を要する場合は、公園、グラウンド、公民館、避難所、仮設住宅設置場所等は可能な限り避ける)
設置	各町	組合
管理	組合 (業者委託)	組合
管理作業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の搬入車両の誘導 ・搬入記録(写真) ・廃棄物の分別管理 ・重機の確保 ・運搬車両への積み込み ・消毒剤、消臭剤の散布 ・ガスボンベ等のガス抜き 	(同左) <ul style="list-style-type: none"> ・資源物の選別・売り払い ・適正処理困難物の処理委託

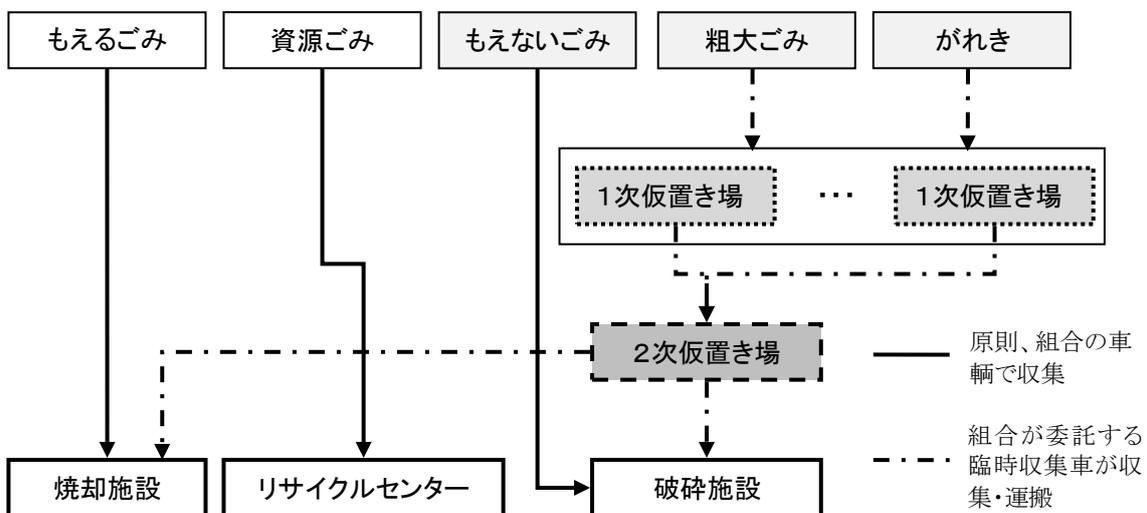


図 25 ごみ分別区分別のごみ収集フロー

表 42 仮置き場分別区分

	区 分	品目	搬送先
①	もえないごみ	陶磁器、ガラス、金属製食器、プラスチック製品、小型家電	破砕施設
②	可燃性大型ごみ	畳、寝具、家具、木材、等	焼却施設
③	不燃性大型ごみ	ステレオ、ビデオデッキ、電子レンジ、自転車、等	破砕施設
④	廃家電	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン	回収業者又は 破砕施設
⑤	がれき(不燃)	コンクリート、レンガ、ブロック、アスファルト等	破砕施設
⑥	がれき(可燃)	廃木材	破砕施設又は 焼却施設
⑦	適正処理困難物	ガスボンベ、タイヤ、バッテリー、灯油タンク、薬品類	処理業者

3) 生活ごみの処理

災害発生時のもえるごみ、もえないごみ等の生活ごみ全体量は目立った増減は無いと想定されるが、ごみ質や分別状態は変化すると想定される。

避難所生活やライフラインの寸断により食生活が変化し、生ごみは減少、飲料用容器、弁当がら、カップラーメン容器、カセットコンロ用ボンベ等の排出が増加すると想定される。

また、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの分別の不徹底や、ごみステーション以外への排出、不法投棄が増加すると想定される。分別の不徹底により、焼却施設へ搬入されるごみが増加し、処理能力超過、機器トラブル、焼却残渣増加が懸念される。

平成 15 年の水害時には、施設の処理能力に相当する量を処理出来ない状況にもあったことから、処理施設が被災した場合以外にも、災害廃棄物の発生量が一定量を超えた場合は、周辺自治体へ処理を依頼する計画とする。

処理不可能となる量の判断は、平成 15 年の水害時の状況から、当時の発生量を超える廃棄物が発生した場合を想定し、災害廃棄物発生量予測結果が 300t を超えた場合を基準とする。(図 26)

表 43 生活ごみの処理計画

区 分	処 理
もえるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ、紙おむつ等衛生上速やかに処理すべきごみを優先して処理を行う。 ・ 焼却施設（平取町外 2 町衛生施設組合清掃センター第1工場）により処理を行う。 ・ 施設の被災、運転員の被災、処理能力を超える量が発生した場合は、周辺自治体の施設に処理依頼を行う。
もえないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破砕施設（平取町外 2 町衛生施設組合清掃センター第2工場）により処理を行う。 ・ 破砕施設では、可燃性大型ごみを優先して処理を行う。 ・ 施設の被災、処理能力を超える量が発生した場合は、周辺自治体の施設に処理依頼を行う。
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルセンターにより処理を行う。(平成22年度以降) ・ 施設の被災、処理能力を超える量が発生した場合は、近隣自治体の施設に処理協力依頼、又は、民間リサイクル業者に処理委託を行う。
焼却灰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平取町内又は日高町内の最終処分場に埋立処分を行う。
飛灰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日高中部衛生施設組合日高中部環境センター及び運搬経路の被災状況を確認する。 ・ 日高中部環境センターで処理ができない場合は周辺自治体に処理を依頼する。
最終処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平取町内又は日高町内の最終処分場に埋立処分を行う。 ・ 2つの処分場が被災又は、搬入道路の通行止め等により搬入ができない状況の場合、周辺自治体の施設に処理依頼を行う。

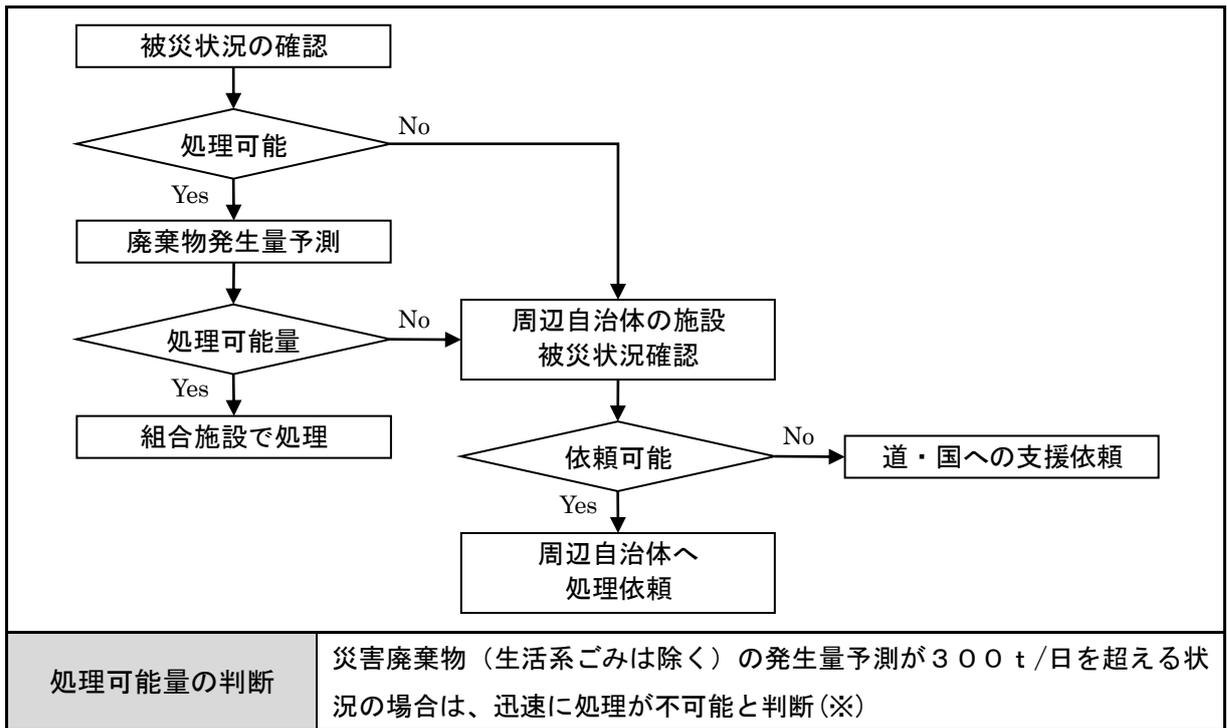


図 26 中間処理可能判断のフロー

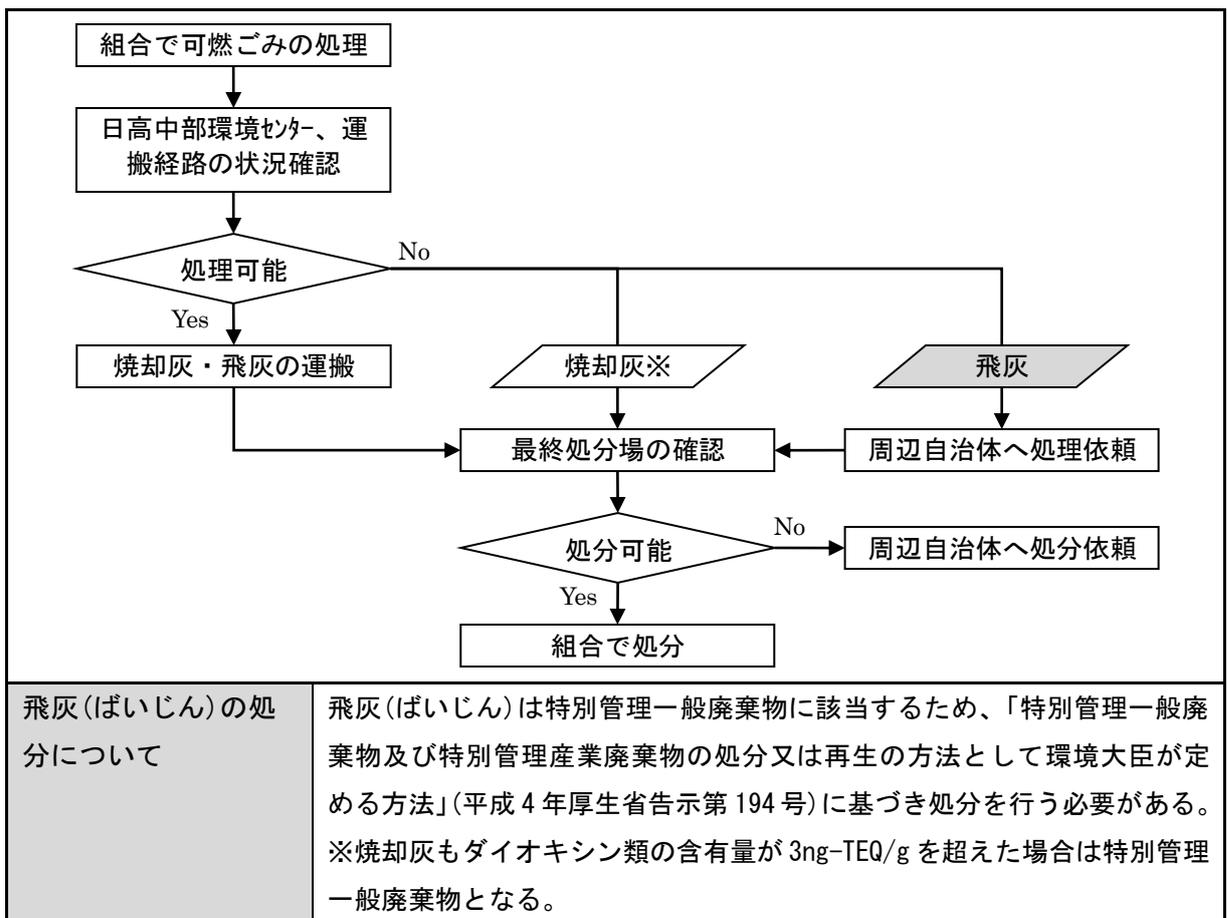
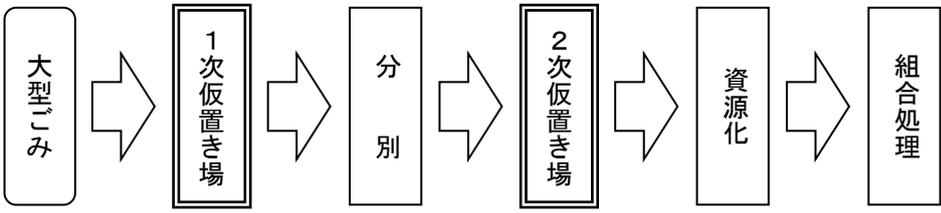


図 27 焼却灰・飛灰の処理判断フロー

4) 大型ごみの処理

災害発生時には、大型ごみが増大する。災害により使用不能となった家電製品、寝具、家具、畳等の他に、避難所から仮設住宅への移転等により、不要となった身の回り品の排出量も増大すると想定される。

表 44 大型ごみの処理計画

区 分	処 理
大型ごみの処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガスボンベ等の可燃性ガスを含むもの、ストーブ等の燃料を含むものはガス、燃料抜きを徹底するよう啓発を行う。(各町対応) ・ 災害発生直後の多量発生期は、原則、仮置き場に搬入し、直接施設への搬入は抑制する。 ・ 仮置き場において、金属物等の有価物は分別し資源化業者に売却する。 ・ 破碎施設(平取町外2町衛生施設組合清掃センター第2工場)により処理を行う。 ・ 破碎施設では、可燃性粗大ごみを優先して処理を行う。 ・ 施設の被災、処理能力を超える量が発生した場合は、近隣自治体の施設に処理協力依頼を行う。 ・ 運転員が被災し施設の運転が困難な場合は、民間廃棄物処理業者等へ運転員の臨時派遣を委託する。
処理フロー	 <pre> graph LR A[大型ごみ] --> B[1次仮置き場] B --> C[分別] C --> D[2次仮置き場] D --> E[資源化] E --> F[組合処理] </pre>

5) がれきの処理

一般廃棄物に該当するがれきは原則仮置き場に搬入し、極力資源化を図る。

家屋解体ごみや流木等の産業廃棄物に該当するがれきと合わせた資源化処理を行うために、周辺自治体、道、国と連携を図る。

資源化が不可能ながれきについては、組合の破砕処理施設で処理を行う計画とする。破砕処理施設が被災し、処理が行えない場合は周辺自治体へ処理を依頼する。

表 45 がれきの処理計画

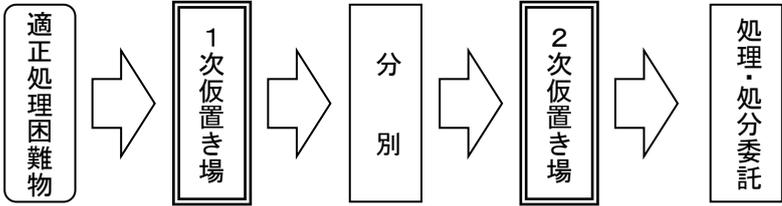
区 分	処 理
がれきの 処 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生直後の多量発生期は、原則仮置き場に搬入し、直接施設への搬入は抑制する。 ・ 仮置き場において、金属物等の有価物は分別し資源化業者に売却する。 ・ 極力資源化するよう、周辺自治体、道、国と連携を図る。 ・ 直接資源化不可能なものは、破砕施設(平取町外2町衛生施設組合清掃センター第2工場)により処理を行う。 ・ 施設の被災、処理能力を超える量が発生した場合は、近隣自治体の施設に処理依頼を行う。 ・ 運転員が被災し施設の運転が困難な場合は、民間廃棄物処理業者等へ運転員の臨時派遣を委託する。
処理フロー	<pre> graph LR A[がれき] --> B[1次仮置き場] B --> C[分別] C --> D[2次仮置き場] D --> E[資源化] E --> F[組合処理] </pre>

6) 適正処理困難物の処理体制

組合の処理施設で適正処理が困難なごみについては、極力排出自ら処理・処分を専門業者に依頼するよう指導する。

業者が引き取り出来ない状況になった場合は、仮置き場に受け入れ、組合が廃棄物処理業者に処理を委託する計画とする。

表 46 適正処理困難物の処理体制

区分	処 理
対象物	車の部品（シート、バンパー、FRP・プラスチック部品）、廃タイヤ、バッテリー、天井・壁埋込式エアコン、ピアノ、オートバイ、ボイラー、廃油、農薬、ガスボンベ、ホームタンク、農業関係者から排出されるハウスビニール、農機具、消火器、漁業関係者から排出される漁具
適正処理困難物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・極力排出者自ら処理・処分を販売店、専門業者に依頼する。 ・災害発生直後の多量発生期は、原則仮置き場に搬入し、直接施設への搬入は抑制する。 ・仮置き場において、金属物等の有価物は分別し資源化業者に売却する。 ・極力資源化するよう、周辺自治体、道、国と連携を図る。 ・直接資源化不可能なものは、組合が民間業者に処理・処分委託する。
処理フロー	 <pre> graph LR A[適正処理困難物] --> B[1次仮置き場] B --> C[分別] C --> D[2次仮置き場] D --> E[処理・処分委託] </pre>

7) 医療廃棄物の処理体制

医療廃棄物は病院等の医療機関から発生する廃棄物の他に、在宅医療によって家庭から排出される廃棄物がある。医療機関から排出される場合においても、種類により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、また、感染の危険がある感染性廃棄物と、感染の危険がない非感染性廃棄物に分けられる。

医療機関が排出する廃棄物は該当する廃棄物の種類に応じて適切な処理を行い、在宅医療により家庭から排出される廃棄物は、感染性廃棄物、注射針、多量に血液が付着したガーゼ等を除き一般廃棄物として組合で処理を行う計画とする。

表 47 医療廃棄物の処理体制

区分	処 理
対象物	感染性廃棄物・注射針・大量に血液が付着したものを除く医療一般廃棄物
処理	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類、布類、紙類は「もやせるごみ」として排出、焼却処理する。 ・びん類、缶類は資源ごみとして収集、処理する。 (内容物は医療機関に相談し、別に処理をする) ・感染性廃棄物、注射針、大量に血液が付着したものは医療機関で処理する。
処理フロー	<pre> graph LR subgraph Medical_Institution [医療機関] MI[医療機関] --> S1[分別] S1 --> I[感染性廃棄物] S1 --> P[産業廃棄物] S1 --> G[一般廃棄物] I --> IC[感染性廃棄物収集業者] P --> IP[産業廃棄物収集業者] G --> LC[許可業者] IC --> ICM[特別管理廃棄物処理業者] IP --> ICP[産業廃棄物処理業者] LC --> CH1[組合処理] ICM --> CH1 ICP --> CH1 end subgraph Household [家庭] H[家庭] --> S2[分別] S2 --> IN[感染性廃棄物等] S2 --> NI[非感染性廃棄物] IN --> MI2[医療機関] NI --> CC[組合収集] MI2 --> CH1 CC --> CH1 end </pre>
参考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染性廃棄物の適正処理について 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル (平成 16 年 3 月 16 日 環廃産発第 040316001 号) http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=4791 ・ 在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン (日本医師会) http://www.med.or.jp/doctor/haiki.html

8) 有害廃棄物の処理体制

アスベストを使用した建物の解体時にアスベストの飛散を防止するため、労働安全衛生法等の法律に基づく作業、処理、処分が行われるように指導を行う計画とする。

表 48 アスベストの処理体制

区 分	処 理
対象物	・ 建物解体により発生するアスベスト及びアスベスト含有物(原則産業廃棄物)
処理体制	・ 労働安全衛生法（石綿障害予防規則）（昭和 47 年法律第 57 号）、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)等に基づき、アスベストの飛散防止対策、適正な処理・処分が行われるように指導を行う。
参考	環境省アスベスト対策ホームページ http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html

9) 流木・漂着物の処理体制

水害時には多量の流木や被災した家屋等から流された漂着物が河川岸や海岸に漂着し、河川・海岸構造物への影響や漁業被害等の 2 次災害の発生が懸念される。

円滑に除去、収集運搬、処理が行えるよう河川管理者、海岸管理者と連携を図りながら体制をとる計画とする。

表 49 流木・漂着物の処理体制

区 分	処 理				
対象物	・ 河川岸又は海岸に漂着した流木及び漂着物				
処理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除去・収集運搬 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">河川岸への流木・漂着物</td> <td style="width: 50%;">河川管理者（国、道、町）</td> </tr> <tr> <td>海岸への流木・漂着物</td> <td>海岸管理者（町）</td> </tr> </table> （管理者が町の場合は、組合が収集を行う） ・ 円滑に除去・収集運搬が行えるよう、組合が一般廃棄物収集運搬業の許可申請手続きを速やかに行う。 ・ 極力資源化するよう、町、道、国と連携を図る。 ・ 漂着物は仮置き場において、金属物等の有価物は分別し資源化業者に売却する。 ・ 直接資源化不可能なもの、処理困難なもの、組合所有の処理能力を超える量が発生した場合は、民間業者に処理・処分委託する。 	河川岸への流木・漂着物	河川管理者（国、道、町）	海岸への流木・漂着物	海岸管理者（町）
河川岸への流木・漂着物	河川管理者（国、道、町）				
海岸への流木・漂着物	海岸管理者（町）				
参考	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 http://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kaigan/gaiyou/panf/ryuboku/index.html				

10) その他

災害発生時においても極力、通常の一般廃棄物処理において適用される各再資源化に関する法律に基づき適正に処理を行い、排出者自ら処理を行う場合においても適正に処理が行われるよう、各構成町と連携を図る計画とする。

- ・ 特定家庭用機器再商品化法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法
- ・ フロン回収・破壊法
- ・ 家畜排せつ物法
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

5. 被災廃棄物処理施設の復旧対策

5. 1 被災廃棄物処理施設の復旧

組合所有の廃棄物処理施設が被災した場合には、速やかに施設の普及に努めるものとする。

施設の復旧は、最終処分場からの埋立物流出等、周辺環境への影響がある場合を最優先とするが、周辺環境への影響が無い場合で同時に復旧活動が困難な場合は、腐敗しやすい「もえるごみ」の処理を優先するために焼却施設の復旧を優先し、表 50 に示す優先順位で行う計画とする。

表 50 被災廃棄物処理施設の復旧優先順位

優先順位	施設
1	周辺環境への影響が懸念される施設
2	焼却施設（清掃センター第1工場）
3	平取最終処分場
4	破碎施設（清掃センター第2工場）
5	リサイクルセンター（清掃センター第3工場）
6	日高最終処分場
7	日高クリーンセンター
8	日高ストックヤード

5. 2 廃棄物処理施設被災時の処理体制

組合所有の廃棄物処理施設が被災し、復旧に時間を要する場合や困難な場合、近隣の自治体又は民間処理業者に処理を委託するものとする。

近隣自治体が被災した場合は本組合が受け入れる計画とし、災害発生時における相互の協力体制を構築するために、災害廃棄物処理に関する協定の締結を図る計画とする。

また、民間処理業者への委託も想定し、受入可能なごみ種別の把握、一般廃棄物処理委託に必要な手続きの整理を行う計画とする。

表 51 廃棄物処理施設被災時の処理体制

区 分	処 理 体 制	
処 理 体 制	近隣自治体又は民間処理業者への処理委託	
計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣自治体との災害廃棄物処理に関する相互応援体制のための協定締結 ・ 民間処理業者の受入可能なごみ種別の把握 ・ 民間処理業者所在の自治体との連携 	
手 続 き	自治体へ委託の場合 (協定事項を優先する) (太線内は委託先自治体との協議)	
	民間処理業者へ委託の場合	
令四条九項に基づく通知内容	(1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量） (2) 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 (3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法 (4) 処分又は再生を開始する年月日	
	通知先	処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村
	通知方法	書面

表 32 廃棄物処理施設被災時の処理体制(続き)

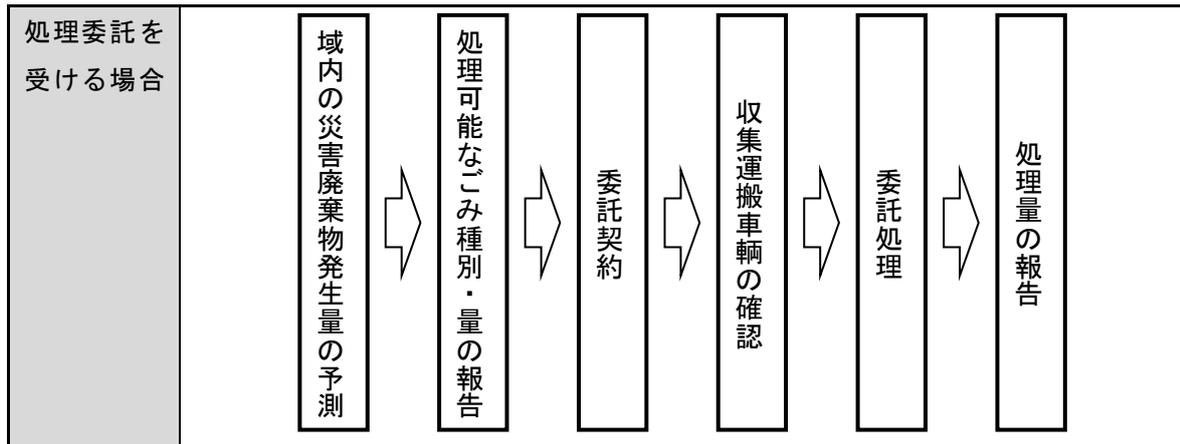


表 52 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準に関する法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）	第二節 一般廃棄物処理業 （一般廃棄物処理業） 第七条 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）	（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準） 第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。 一 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。 二 受託者が法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。 三 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。 四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。 五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。 六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。 七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。 八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することがで

	<p>きる旨の条項が含まれていること。</p> <p>九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。</p> <p>イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。</p> <p>（１）処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）</p> <p>（２）受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名</p> <p>（３）処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法</p> <p>（４）処分又は再生を開始する年月日</p> <p>ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。</p> <p>（特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）</p> <p>第四条の三 法第六条の二第三項の規定による市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、第四条（第八号を除く。）の規定の例によるほか、次のとおりとする。</p> <p>一 受託業務に直接従事する者が、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であること。</p> <p>二 受託者が、特別管理一般廃棄物が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な環境省令で定める措置を講ずることができる者であること。</p> <p>三 委託契約には、受託者が前二号又は第四条第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなつたときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。</p>
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）</p>	<p>（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）</p> <p>第二条の三 法第七条第六項 ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者</p> <p>二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの</p>

6. 国の財政支援制度

6. 1 災害等廃棄物処理事業費国庫補助の概要

① 事業内容

市町村（一部事務組合を含む）が災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（処分等に伴って行う薬剤散布を含む。）及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。

特に必要と認めた仮設便所、集団避難等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

② 補助率 1 / 2

③ 補助先 市町村（一部事務組合を含む）

6. 2 廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助の概要

① 事業内容

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。

② 補助率 1 / 2

③ 補助先 市町村（一部事務組合を含む）、広域臨海環境整備センター

6. 3 国庫補助金手続き

国庫補助金の申請手続きは全て組合が行う。

資料1 廃棄物の区分

①産業廃棄物

事業活動で生じた廃棄物のうち法律で定められたもの。

分類	定義
法第2条第4項第1号	
燃え殻	
汚泥	
廃油	
廃酸	
廃アルカリ	
廃プラスチック類	
施行令第2条	
紙くず	① 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ② パルプ、紙又は紙加工品の製造業 ③ 新聞業(新聞紙巻き取りがみを使用して印刷発行を行うものに限る。)に係るもの。 ④ 出版業(印刷出版を行うものに限る。)に係るもの。 ⑤ 製本業及び印刷物加工業に係るもの。 ⑥ PCBが塗布され、又は染み込んだもの。
木くず	① 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ② 木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係るもの。 ③ パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの。 ④ PCBが染み込んだもの。
繊維くず	① 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ② 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの。 ③ PCBが染み込んだもの。
動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
動植物系固形不要物	(と畜場においてとさつ又は解体、及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物)
ゴムくず	
金属くず	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
鉱さい	
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る。
動物の死体	畜産農業に係るものに限る。
ばいじん	(集じん施設によって集められたもの。)
13号廃棄物	(廃棄物を処分するために処理したものであって、他の廃棄物に該当しないもの。)
法第2条第4項第2号	
輸入された廃棄物	(航行廃棄物、携帯廃棄物を除く)

※ 排出する事業所が限定されている廃棄物

②特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの。

分 類	定 義
施行令第2条の4及び施行規則第1条の2	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
廃酸	pH2.0 以下
廃アルカリ	pH12.5 以上
感染性産業廃棄物	感染性廃棄物(感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又は これらのおそれのある廃棄物をいう。)であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず等又は令第2条第13号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限る。)
特定有害産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃 PCB、PCB 汚染物、PCB 処理物 ・廃石綿等 ・(その他有害物質を含むもの)

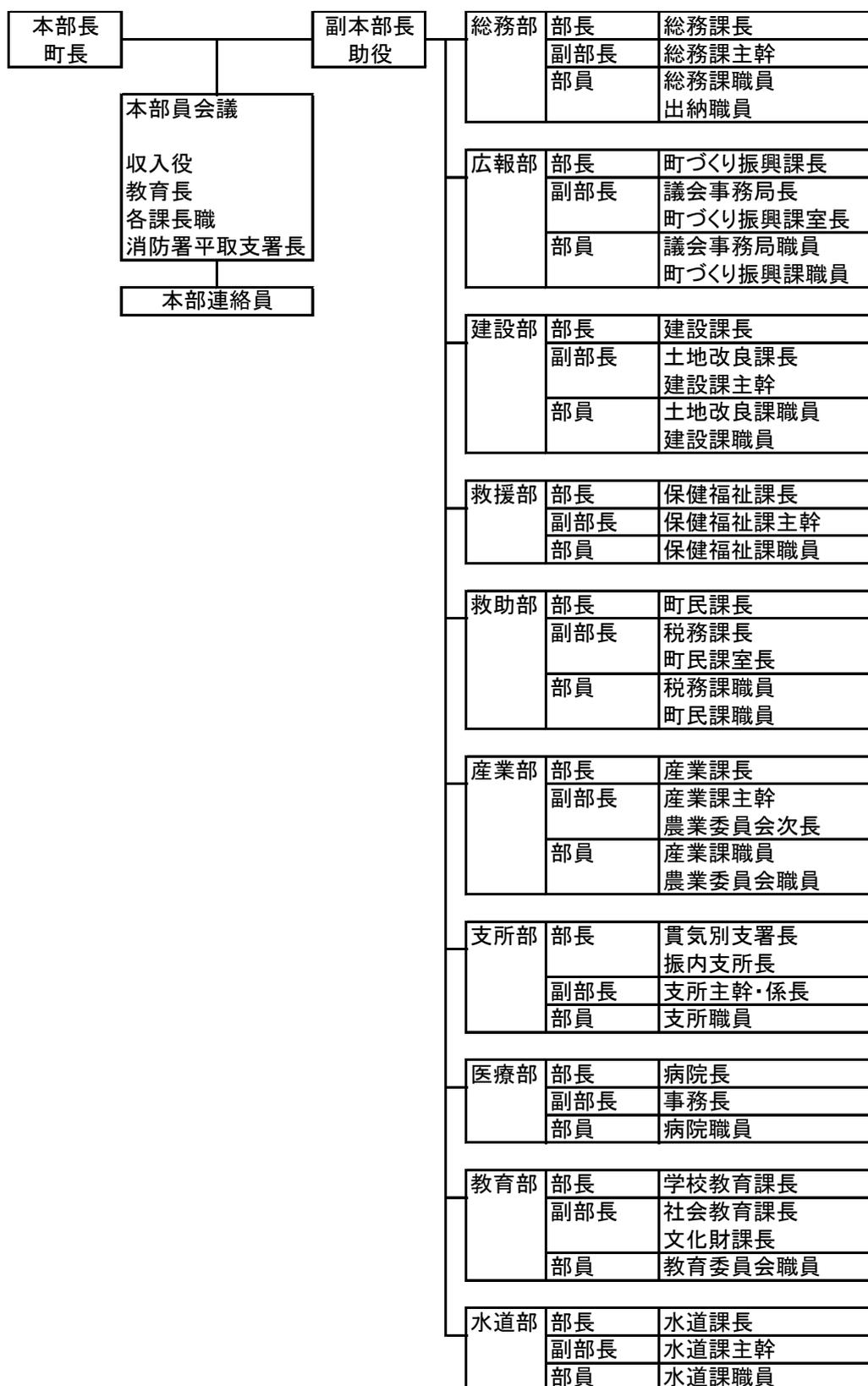
③特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの。

分 類	定 義
施行令第1条及び施行規則第1条	
PCBを使用する部品	廃エアコンディショナー
ばいじん	<ul style="list-style-type: none"> ・(ごみ処理施設の集じん施設によって集められたものに限る。) ・処分するために処理したもの(環境大臣が定める方法により処理したものを除く。)
ばいじん又は燃え殻	ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ng-TEQ以上であるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・処分するために処理したもの(環境大臣が定める方法により処理したものを除く。)
汚泥	ダイオキシン類の含有量が1gにつき3ng-TEQ以上であるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・処分するために処理したもの(環境大臣が定める方法により処理したものを除く。)
感染性廃棄物	病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、獣医診療施設、国又は地方公共団体の試験研究機関、大学及びその附属試験研究機関(医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。)、学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良・考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの)が排出する感染性産業廃棄物以外のもの。

資料2 各町の災害対策本部組織系統図

① 平取町



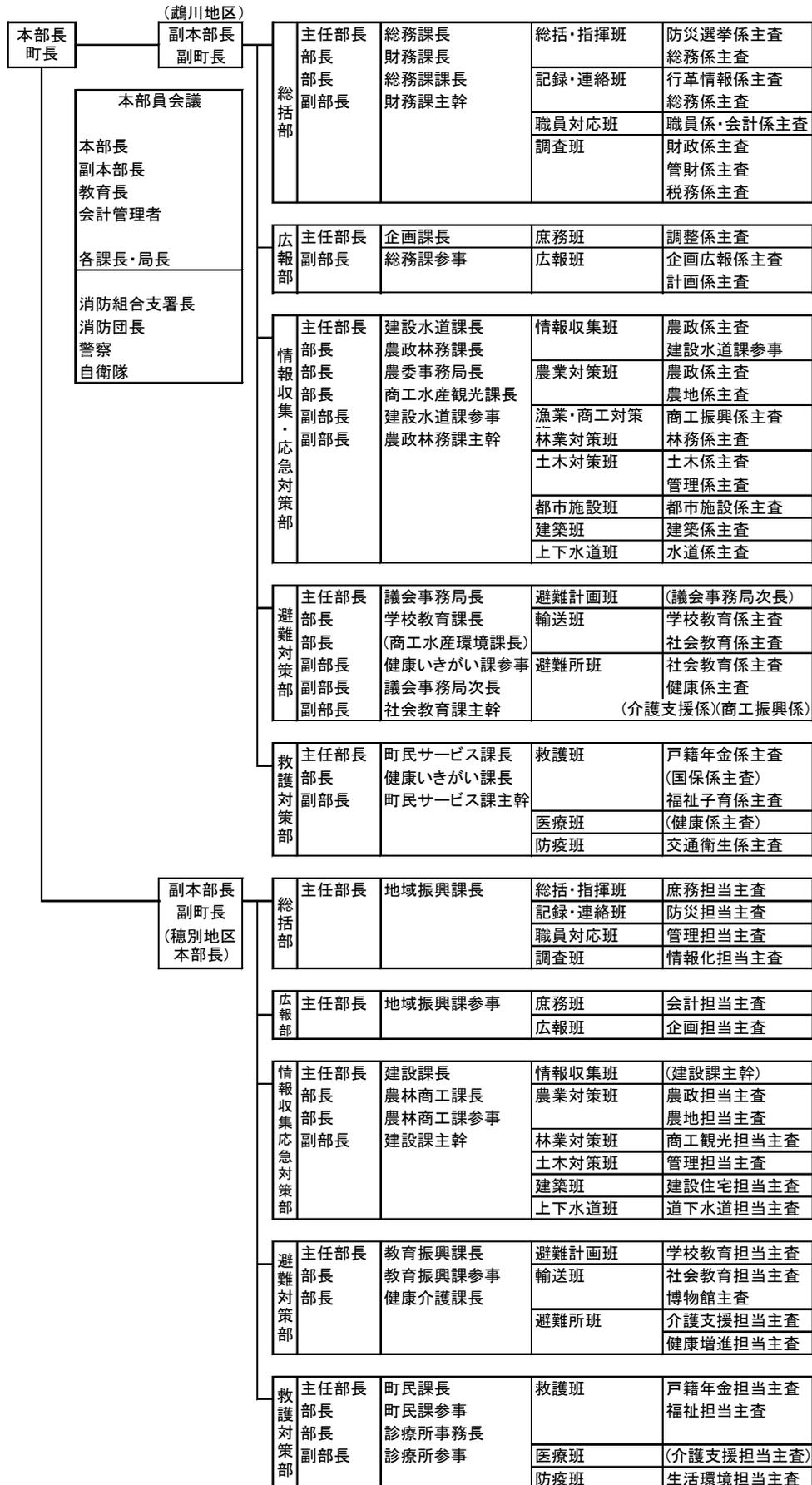
(資料：平成17年2月策定「平取町地域防災計画」より)

② 日高町

本部長 町長	本部付	副本部長 副町長 (本庁担当)	副本部長 副町長 (日高総合支所担当)	総務部	総務課長	水・くらしサービスセンター所長	総務班	総務課職員	
						厚賀出張所長		水くらしサービスセンター職員	
					議会事務局長		総務班	議会事務局職員	
					地域振興課長		総務班	地域振興課職員	
				財務情報部	企画財政課長		財政班	企画財政課職員	
						地域振興課長	情報班		地域振興課職員
				民生部	住民課長		援護班	住民課職員	
						衛生班			
					住民生活課長		援護班	住民生活課職員	
						衛生班		保健所職員	
					老人ホーム園長		老人福祉班	老人ホーム職員	
					介護老人保健施設事務局長		老人福祉班	生活支援ハウス職員	
				福祉部	健康福祉課長		福祉班	保健福祉課職員	
					門別地域包括支援センター施設長				門別地域包括支援センター職員
					保健所管理者			門別居宅介護支援事業所職員	
								保健所職員	
					住民生活課長		福祉班	住民生活課職員	
								保健所職員	
				救助部	税務課長		調査救助班	税務課職員	
					会計課長				会計課職員
					地域振興課長		調査救助班	地域振興課職員	
				産業経済部	残業経済課長		産業班	産業経済課職員	
					農業委員会事務局長		経済班	農業委員会事務局職員	
					地域振興課長		経済班	地域振興課職員	
					施設農林課長		産業班	施設農林課職員	
				施設部	建設課長		建設土木班	建設課職員	
					管財建築課長		住宅班	管財建築課職員	
					用地調整室長		管財班		用地調整室職員
							車両班		
					水・くらしサービスセンター所長		水道班	水・くらしサービスセンター職員	
							下水道班		
						建設土木班	施設農林課職員		
				施設農林課長		住宅班			
						管財班			
						車両班			
						水道班			
						下水道班			
				医療部	門別国保病院事務長		医療班	門別国保病院職員	
					日高国保病院事務長		医療班	日高国保病院職員	
				教育部	管理課長		教育班	管理課職員	
					社会教育課長				社会教育課職員
									門別図書館郷土資料館職員
					生涯教育課長		教育班	生涯学習課職員	
								日高山脈館職員	
				消防部			消防署長	消防署職員	
							支署長	支署消防職員	
					日高西部消防組合消防団		各分団長	消防団員	
				消防団長					

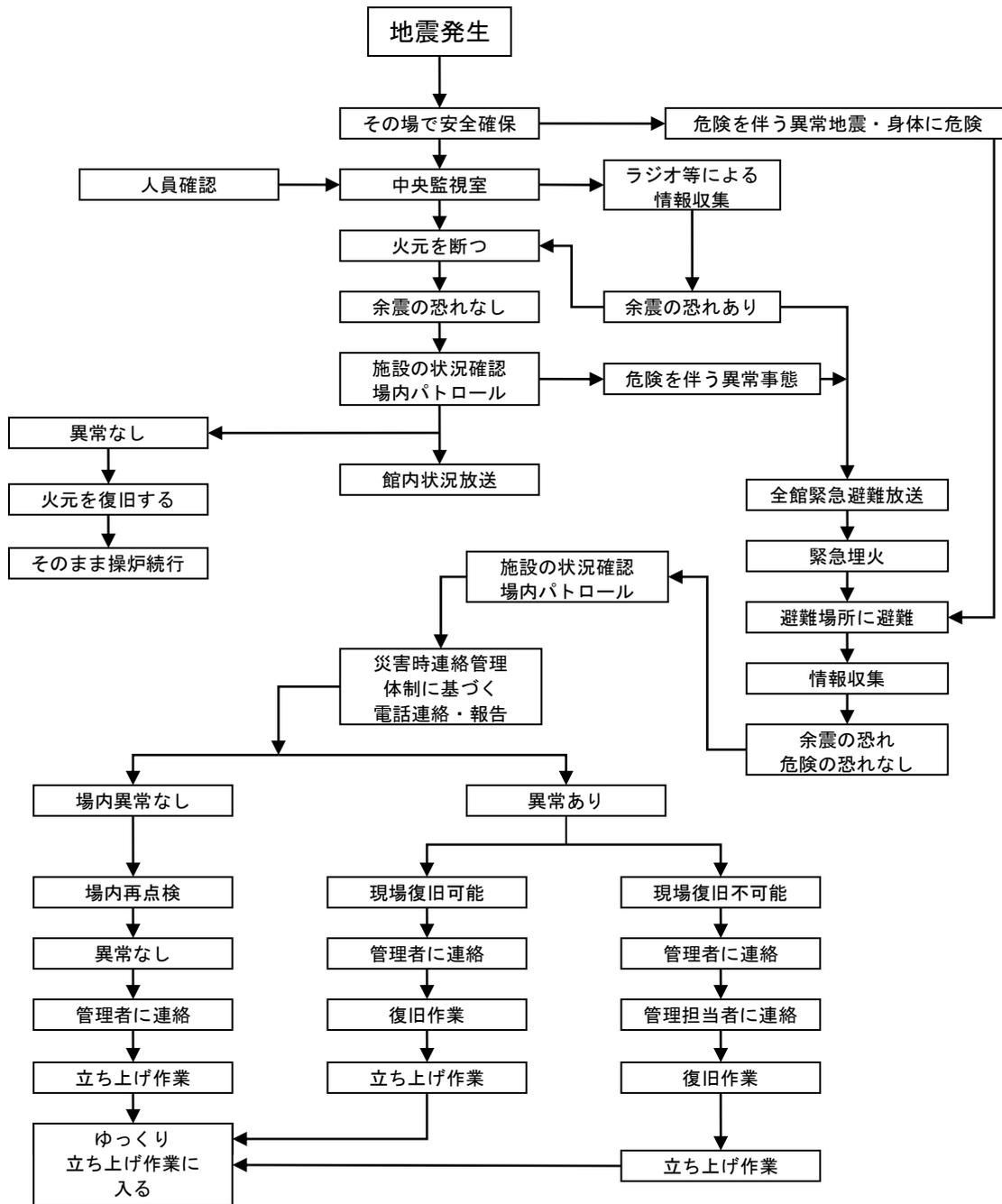
(資料：平成19年2月策定「日高町地域防災計画」より)

③ むかわ町



(資料：平成19年策定「むかわ町地域防災計画(素案)」より)

資料3 地震発生時の対応フローシート



(資料：震災廃棄物対策指針（資料編）より)

資料4 地震時における焼却施設の点検箇所と点検内容の例

地震発生後速やかに行うべき事項

点検箇所	点検内容
1. 建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・工場棟 各種目視点検（亀裂、崩落、傾き等） ・管理棟 同上 ・煙突 同上
2. 電気系統	<ul style="list-style-type: none"> ・表示等各種目視点検 ・各種配線接合部損傷点検 ・各トランス目視点検 ・電力コンデンサーオイル漏れ点検
3. 灯油設備	<ul style="list-style-type: none"> ・灯油タンク油量及び油漏れ点検 ・灯油配管目視点検
4. 危険物設備	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（漏出）
5. 薬品タンク	<ul style="list-style-type: none"> ・目視点検（漏出）
6. ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス使用設備周辺臭気確認 ・元栓閉鎖確認 ・各ガス機器類点検
7. 炉・ボイラ	チェックシートを用い点検（埋火処理） <ul style="list-style-type: none"> ・炉内、炉壁、水管状態目視点検 ・設備本体及び基礎状態点検 ・各種配管状態点検
8. クレーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ガーダ、クラブ上の機器点検 ・レール点検 ・ケーブル点検
9. 水処理施設 高温水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各種点検 ・各種配管状態点検
10. 汚水処理設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各槽点検 ・各機器目視点検
11. バンカーゲート	<ul style="list-style-type: none"> ・油圧装置目視点検 ・油圧配管目視点検
12. 計量	<ul style="list-style-type: none"> ・トラックスケール点検

点検のポイント：被害程度の把握、安全の確認、二次災害の防止
（資料：震災廃棄物対策指針（資料編）より）

資料5 管理型最終処分場の点検手続き

時間	点検	対策	行政判断	時間	点検	対策	備考
災害発生後 1～2 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">緊急点検</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目的:廃棄物搬入可否判断</div> <ul style="list-style-type: none"> ○目視点検(チェックリスト) <ul style="list-style-type: none"> ・埋立地全体 ・施設全体 ○航空写真による点検(写真入手可能な場合) <ul style="list-style-type: none"> ・処分場全体 	—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">廃棄物受入の可否判断</div> <p style="text-align: center;">可</p>	否			緊急点検と廃棄物受入れ判断資料 →チェックマニュアルの作成
災害発生後 ～7 日	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">初期点検</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目的:環境保全機能の維持</div> <ul style="list-style-type: none"> ○モニタリング孔による水質点検 <ul style="list-style-type: none"> ・しゃ水機能の点検 ○地下水集配水管、浸出水集配水管の水量・水質点検 <ul style="list-style-type: none"> ・しゃ水機能の点検 ○簡易測量による点検 <ul style="list-style-type: none"> ・固定点の座標点検 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">応急対策の検討</div> <ul style="list-style-type: none"> ○調査・設計資料のレビュー <ul style="list-style-type: none"> ・地質資料 ・土質資料 ・地下水資料 ・設計資料 ○応急対策工の立案測量・設計 <ul style="list-style-type: none"> ・貯留構造物 ・遮水工システム ・浸出水処理システム ・その他 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">廃棄物受入の可否判断</div> <p style="text-align: center;">可</p>	災害発生後 ～1 か月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">初期点検</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目的:環境保全機能の回復 :貯留保管機能の回復 :防災機能の回復</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">応急対策の検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">応急対策工事</div>	調査・設計・工事資料 →緊急時に直ちに使用できるように整理保管する。 ・複数箇所(現場事務所、本庁担当課)で保管する。 ・調査・設計・工事資料をまとめて、工事誌として保存する。 維持管理資料 →維持管理年報として整理保管する。 資料の定期的レビュー →「防災の日」に資料の確認、レビューを義務づける。
災害発生後 ～20 日		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">応急対策工事</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">災害廃棄物搬入開始</div>				
災害発生後 ～1 か月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細点検</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目的:施設機能回復</div>			災害発生後 ～2 か月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">詳細点検</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目的:施設機能回復</div>		
災害発生後 ～2 か月	<ul style="list-style-type: none"> ○貯留構造物 <ul style="list-style-type: none"> ・測量(平面測量、縦断測量、横断測量) ○しゃ水工 <ul style="list-style-type: none"> ・しゃ水機能の点検 ○浸出水集配水管 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本格対策の検討</div> <ul style="list-style-type: none"> ○貯留構造物 ○しゃ水工 ○その他 			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本格対策の検討</div>		
被害の規模による 3 か月～		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本格対策工事</div>		被害の規模による 3 か月～		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本格対策工事</div>	

(資料：震災廃棄物対策指針(資料編)より)

資料6 日高・胆振管内の一般廃棄物処理施設

①焼却施設

地方公共団体名	施設名称	焼却対象廃棄物	施設の種類	処理能力 (t/日)	炉数	使用開始 年 度
苫小牧市	苫小牧市糸井清掃センター	可燃ごみ 直接搬入ごみ し尿処理残渣	焼却	200	1	1982
	苫小牧市沼ノ端クリーンセンター	可燃ごみ 直接搬入ごみ	焼却	210	2	1999
登別市	クリンクルセンター	可燃ごみ 直接搬入ごみ ごみ処理残渣 し尿処理残渣	焼却	123	2	2000
浦河町	浦河町クリーンプラザ	可燃ごみ 直接搬入ごみ ごみ処理残渣	焼却	17	2	1999
様似町	様似町クリーンセンター焼却施設	可燃ごみ 直接搬入ごみ ごみ処理残渣	焼却	10	1	1997
えりも町	えりも町清掃センター	可燃ごみ 直接搬入ごみ ごみ処理残渣	焼却	10	1	1990
日高中部衛生施設組合	日高中部環境センター	可燃ごみ 直接搬入ごみ ごみ処理残渣	ガス化熔融	38	2	2002
西いぶり広域連合	西胆振地域廃棄物広域処理施設	可燃ごみ 直接搬入ごみ ごみ処理残渣	ガス化熔融	210	2	2003

②破碎処理施設

地方公共団体名	施設名	処理対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	使用開始 年 度
苫小牧市	苫小牧沼ノ端クリーンセンター破碎施設	粗大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ	破碎	75	1999
登別市	クリングルセンター	粗大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ	破碎	24	2000
浦河町	浦河町クリーンプラザ	粗大ごみ 直接搬入ごみ	併用	9	1999
様似町	様似町クリーンセンター粗大ごみ処理施設	粗大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	破碎	5	1997
日高中部衛生施設組合	日高中部環境センター	粗大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ	破碎	9	2002
西いぶり広域連合	西胆振地域廃棄物広域処理施設	粗大ごみ 直接搬入ごみ 不燃ごみ	破碎	48	2003

③リサイクルセンター

地方公共団体	施設名	処理対象廃棄物	処理内容	処理能力 (t/日)	使用開始 年度
苫小牧市	苫小牧市資源化センター	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル	選別 圧縮・梱包	15.0	1997
登別市	クリンクルセンター	金属類 ガラス類 ペットボトル	選別 圧縮・梱包	11.0	2000
浦河町	浦河町クリーンプラザ	紙類 金属類 ガラス類 ペットボトル プラスチック 布類 不燃ごみ 直接搬入ごみ	選別 圧縮・梱包	6.0	1999
様似町	様似町クリーンセンター	ガラス類 ペットボトル プラスチック	選別 圧縮・梱包 その他	2.0	1997
安平・厚真行政事務組合	塵芥処理場(破碎施設)	金属類 ガラス類 プラスチック 不燃ごみ 直接 搬入ごみ	選別 圧縮・梱包	10.0	1986
西いぶり広域連合	西いぶりリサイクルプラザ	金属類 ガラス類 ペットボトル	選別 圧縮・梱包	12.4	2003

④最終処分場（管理型）

地方公共団体名	施設名	処理対象廃棄物	残余容量(H18 末) (m3)	全体容積 (m3)	埋立終了 年度
苫小牧市	苫小牧市沼ノ端埋立処分場	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰)	119,558	205,100	2014
	苫小牧市一般廃棄物最終処分場 (第5ブロック)	直接搬入ごみ 破碎ごみ・処理残渣 不燃ごみ	114,715	114,715	2023
浦河町	浦河町クリーンプラザ	焼却残渣(主灰) 直接搬入ごみ 焼却残渣(飛 灰) 破碎ごみ・処理残渣 不燃ごみ	30,474	44,200	2015
様似町	様似町クリーンセンター最終処分場	焼却残渣(主灰) 焼却残渣(飛灰) 破碎ごみ・処 理残渣 不燃ごみ	25,719	34,500	2011
えりも町	えりも町最終処分場	直接搬入ごみ 熔融スラグ 粗大ごみ 不燃ごみ	31,510	32,360	2019
日高中部衛生施設組合	日高中部環境センター	熔融飛灰 熔融スラグ	34,900	58,200	2025
西いぶり広域連合	西いぶり広域連合最終処分場	可燃ごみ 焼却残渣(飛灰) 粗大ごみ 不燃ごみ その他	1,021,442	1,300,000	2021

(資料：「平成 18 年度一般廃棄物処理事業実態調査」より)

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h18/index.html